

第六十五回
国会

参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和四十六年二月二十五日(木曜日)
午前十時四十六分開会

説明員

消防庁予防課長 永瀬 章君

本日の会議に付した案件

○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(若林正武君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、吉武恵市君が委員を辞任され、その補欠として高田浩運君が選任されました。

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

熊谷太三郎君

増田 盛君

藤原 房雄君

高田 浩運君

鍋島 直紹君

初村瀧一郎君

安田 隆明君

山崎 竜男君

千葉千代世君

和田 静夫君

市川 房枝君

秋田 大助君

大石 八治君

岸 昌君

降矢 敬義君

皆川 迪夫君

鈴木 武君

吉武 恵市君

高田 浩運君

補欠選任

二月二十五日

委員の異動

辞任

吉武 恵市君

高田 浩運君

補欠選任

二月二十五日

委員の異動

○委員長(若林正武君) 消防法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉千代世君 消防庁長官にお尋ねします。

けさ未明、大田区でガス爆発がございました。私、ニュースで知ったんですけれども、もうちょっとで大惨事になりかねないという状況であつたように思います。で、何かそれによりまして、道路の舗装工事をしておつて、その現場でブルドーザーがガス管の太いのをひつかけたという、これがあるらしい。それで、十メートルとか炎が上がつた。幸い密集地帯でなかつたからよかつたようなものの、そうでなかつたらたいへんなことになつたんじゃないか。みんなが寝巻き姿であつた人があるというところというふうなことを報じておつたんです。で、ちょうど去年の四月でしたか、大阪でやはり同様の工事現場でガス爆発があつて、たくさんの方の死傷者を出したわけなんです。二度とそういうことがないようにする、その言つて、まあ全国で、特に都市地域ではガスの配置状況の整備とか、点検とか、それから責任体制を明らかにするとかいう、そういうことが述べられたわけなんです。

で、私が質問したいのは、何しろけさ未明のことですから、詳しい内容はいま御調査中だと思いますから、わかります範囲でけっこうですから、それを述べていただいて、その昨年の教訓がどのようになつておつたかということですね。

それから、ちょうどいま年度末ですね、至るところ工事が盛んに行なわれているわけです。私の住んでいる豊町宿舎でも、夏休み中やればいいものを、いまになって毎日かかってやり、こつちこつちあつちあつちたりして、いまいられたものじゃないですよ。そういうふうなことをやっていると、至るところで工事をやっていますから、そこら辺の計画性とか、いろいろな問題が出てくるわけなんですけれども、ガス管といふものは地下にあるものから、非常に大きな問題です。

けさ起きて新聞を見ましたら、今度は火事を消す水のほうはどうかという、何か東村山の浄水場ですか、あそこ水がカシンベック病の発生源だといふようなことになっていて、それでその原水で動物実験したらほんとに病気を起こしたというふうなことがあつた。そうすると、火災は起きるし、その火を消す水のほうはどういうことだし、飲み水はもちろんですし、食べるものは公害だといふことで、生きていく命といふものはもう風前のともしびのやうな気がする。そういう観点からひとつお答えをいただきたいと思つております。

○説明員(永瀬章君) 御質問のけさの火災の概要を、わかつております範囲内でお答え申し上げます。けさ一時四十五分ごろに消防がキャッチいたしました道路上のガス火災でございますが、大田区

東雲谷一丁目八番五号の地元で、先生お話しのとおり、道路工事中に七百五十ミリ管から分かれた五十ミリのガスの枝管、これをショベルカーで破損いたしました。ガスが噴出したいたしましたのですが、これに着火いたしました。その後、付近の民家の軒先に一部火がつかまして、これを約一平米程度焼いたくらいで消防隊で消しとめております。

消防は、道路上火災の知らせがございましたので、第一出動で約五合ないし七合と思つて、この程度の車が出まして、付近への注水を行なつたわけでございます。幸いにいたしまして、漏洩いたしましたガスが着火して燃えてくれましたので、付近の住民の方へ、大阪のガス爆発のような大災害にはなるおそれがございますので、ガス爆発が、非常に大きなものが起こるというこの避難は勧告いたしませんでしたが、火事が起きていふことこの状況は広報車で知らせたやうでございます。以上が現在までつかんでおりますところの火災の概況でございます。

○政府委員(降矢敬義君) 昨年の四月、大阪の爆発事件を契機にいたしまして、いま御指摘のやうな道路の掘さく工事と関連いたしまして、地下埋設物、特にガス管の破損問題ということが再び起こらないやうにということで、地方連絡会議というものを地元で設けさせまして、そして消防機関もこれに参加するということで、事前の予防策、あるいは消防庁といたしまして当時の教訓を生かしまして、査察といふやうなことにつきましてはつとめておるやうであります。御指摘のやうに、人命問題として、われわれのまわりにいろいろな災害といふものがあるわけでも、たとえば、消防機関といたしまして、たまたまあつたあつたの教訓を生かしまして、ガス探知器とか、あるいは他のものを準備するとか、あるいは他の

関係機関と御協力をして、要するに、事前にそういう事故の起こらぬようにということで、いろいろ措置するようにしておるわけでございます。にもかかわらず、ただいまのように、やはり事故が起ることというところでありますので、私たちはもう一回その点を、東京の場合でありますれば東京消防庁というものを通しまして、さらにこういうことが起こらぬような事前の連絡、あるいは工事をするものとの事前の協議連絡、こういうものをさらに徹底させてまいりたいと考えています。

○千葉千代世君 都内のガスの延べキロ数と申しますか、配管地図、大体どんなふうになっているんでしょか、おわかりでしたら、たいへん古いのと新しいのがあるそうですね。だから、古いのをAとします。そしてその次に古いのをBとして、最近の新しい地域のCとします。そうすると、古いのに属するというのはどのくらいございまして、全体の数と古いのに属する数。

○政府委員(降矢敏義君) 実はその点は十分な資料を持ち合わせておりませんので、いざいざわかりました程度でまた御報告させていただきますかと思っております。

○千葉千代世君 そうしますと、大阪のガス爆発のときに、やはり責任の所在がどこにあるかというところでかなり問題点があったように思うのですけれども、今回の場合に、これは責任は、直接事故を起こした者はもちろんそんなんですけれども、やはり管理体制とか、そういう問題に波及していくと思うのですが、どのようにお考えになりますか。いまの段階で詳しいことはわかりませんが、いまだ把握された段階で、あなたはどうお思いになりますか。

○政府委員(降矢敏義君) 御指摘のように、責任という問題になりますと、道路の工事をやっておる。その際におそらくガスの管の破損を生じたものと思ひます。したがって、破損した者はもとよりでありまして、道路の管理というものと道路工事というものについて責任を持つておる者が管理という面で私は責任を持つものだろう、こう

思っております。しかし、詳細はございなくて、どういうふうなところでございまして、このガス管が五ミリのところをございまして、その辺ももう少し調べてみたいと思っております。

○千葉千代世君 これは今回の法律とは直接関係ありませんけれども、建物なんかについての共同管理とか、そういう問題が出ていますね、今回の改正の中に、これとは直接関係はありませんが、ども、やはりこういう場合には、ブルドーザーでもってガス管なんかの配置されているところを自由に掘り起こすのですから、やはりそれがわかっている方がそばについていたかどうか、こういうような問題についてどのように考えますか。常時おそろくついていないで、そうしてはおきつぱなしで現場監督のような方がいらして、よけて通れというくらいでやっているんじゃないかと思ひます。通報されて応急手当てをされたというふうなことはございましてけれども、それまでは結局野放しになっているわけですね。幾つかの元せんと締めたいというのを言われておりますけれども、その点いかがでしよう。

○政府委員(降矢敏義君) 最初の御質問で、至るところで道路の掘さく工事をやっておりますが、いま御指摘のような狭い細いガス管でありますけれども、やはり相当の事故を起こすわけでありまして、工事をする際、請負をする者と、それを管理する者との間で、特に地下埋設物というもののについて、具体の工事の現場において、やはりどうなっておるかというのを事前に十分相手方に周知させるというような措置がおそろくとられなければならぬと思ひますが、その点も、先ほど申し上げましたように、地方連絡会議等でおそろく話事前になされておったのかどうかというふうな点もあわせて私は調べてみたい、こう思っております。

○千葉千代世君 ガスの埋設されている地図です、そういうその地域々に詳しい地図があると思うのです、一戸一戸の配管までの。ほんとうかと言へば、それまで持つて、そうして工事に当たる

る人がそこになければならないというように、私はそう思ふのです。ガスですから、どんな小さい家を建てるのでも、やはり電線一本でもおそろかにしないようにしながら、古い家でも点検をしなければならぬ状態の中に置かれますから、部分的に自分だけで住むというのではないのですから、そういう点についてはどうなんでしょうか。大阪のガス爆発のときにも、今後はやはりそういうふうな地域地域の詳細な地図を用意しながらやつたらどうかという御意見もあつたように、私は薄い記憶ですが、ございまして。衆議院のほうの記録はどうかと見た覚えがございまして、これはどうでしようか。そうでなければ、幾ら以後気をつけるとか、教訓を生かすと言つても、それはやはりこの場の論議になつてしまつて、現場に行きますと、人が足りませんから、ブルドーザーをやつていられる方は、運転してやる方ですから技術者であると思ひますけれども、やはりなれというものはおそろしいものじゃないかと思ひますが、やはり今後そういう対策についても、建設関係とのかちつとした連携のもとで、責任体制をきちつとしながらやつていくということが全国的に必要じゃないかと思ふのですけれども、いかがでしようか。

○政府委員(降矢敏義君) 御指摘のとおりだろうと私も思ひます。それで、大阪のガス爆発事故を契機にいたしまして、建設省におきましても地下埋設物の図面をつくる作業をすでに始めておりまして、もちろんそれはまず太いものから始まるわけでございますが、考え方として、そういうことまにかいところまで地下埋設物の図面を作成するというような方向で、すでに作業を始めておるうちに私は聞いておりますので、お考えのようなことでさらに建設省にもまた御連絡を申し上げたい、こう思ひます。

○千葉千代世君 それから、火災が起きました場合に死傷者がだいたいふふえておるようなんです。去年よりことしというようにだいたい多いようなんです。それで、私の前の災害のところかどこかの

速記録を拜見したのですけれども、その中に、やはり新建材によるとか、いろいろなことが述べられておつたのです。それで消防庁の長官は、この死傷がだんだん多くなつていっている原因はどこにあるとお考えになつていますか。

○政府委員(降矢敏義君) まず、火災発生件数において毎年ふえてきております。四十四年は五万六千七百九十七件でありまして、四十五年は六万三千七百八十七件というところであります。火災の発生件数がだんだんふえてまいつております。その中で建物の火災というものが大体六割を占めております。この建物火災において死者を発生するわけでございます。四十四年には千三百三十四人、四十五年には千五百九十四人、こうなつております。その中で、いわゆる煙に巻き込まれ、あるいはそれと同時に有毒ガスというものによつて死亡したと推定される、いわゆる煙死といわれ

る方が四十四年の場合には七百九十三人で、約六割であります。そこで問題は、建物の火災と死者との関係であります。建物火災が多くなりましてのは、建築の構造そのものが一つあるわけでございます。それは、御案内のとおり、従来ならばしつこい壁を使つておりましたのが、新しい工法によつて材料が大量生産化され、反面、人手不足というものをそれで補う、こういうことが、しつこい壁がなくなつて新しい壁をつくるようになると、そういう建物自体の構造変化もございまして、また、御案内のように、LPガス、都市ガス、それから石油ストーブ、石油コンロというふうな火器が非常にたくさん使用されるようになりまして、それが一つでございます。

それからもう一つは、われわれのまわりに新建材とともに、いわゆる合成樹脂、あるいはビニールのもの、それは何も机とか何とかに限らず、われわれの衣類も相当ございまして。こういうものなんかはかなり大量にわれわれの身のまわりになつてございまして、その量は戦前にも比較にならないほどであります。こういうものが一緒に燃えますと、やはり煙と同時にガスを発生

する人がそこになければならないというように、私はそう思ふのです。ガスですから、どんな小さい家を建てるのでも、やはり電線一本でもおそろかにしないようにしながら、古い家でも点検をしなければならぬ状態の中に置かれますから、部分的に自分だけで住むというのではないのですから、そういう点についてはどうなんでしょうか。大阪のガス爆発のときにも、今後はやはりそういうふうな地域地域の詳細な地図を用意しながらやつたらどうかという御意見もあつたように、私は薄い記憶ですが、ございまして。衆議院のほうの記録はどうかと見た覚えがございまして、これはどうでしようか。そうでなければ、幾ら以後気をつけるとか、教訓を生かすと言つても、それはやはりこの場の論議になつてしまつて、現場に行きますと、人が足りませんから、ブルドーザーをやつていられる方は、運転してやる方ですから技術者であると思ひますけれども、やはりなれというものはおそろしいものじゃないかと思ひますが、やはり今後そういう対策についても、建設関係とのかちつとした連携のもとで、責任体制をきちつとしながらやつていくということが全国的に必要じゃないかと思ふのですけれども、いかがでしようか。

○政府委員(降矢敏義君) 御指摘のとおりだろうと私も思ひます。それで、大阪のガス爆発事故を契機にいたしまして、建設省におきましても地下埋設物の図面をつくる作業をすでに始めておりまして、もちろんそれはまず太いものから始まるわけでございますが、考え方として、そういうことまにかいところまで地下埋設物の図面を作成するというような方向で、すでに作業を始めておるうちに私は聞いておりますので、お考えのようなことでさらに建設省にもまた御連絡を申し上げたい、こう思ひます。

○千葉千代世君 それから、火災が起きました場合に死傷者がだいたいふふえておるようなんです。去年よりことしというようにだいたい多いようなんです。それで、私の前の災害のところかどこかの

するといふようなことでございまして、どうも建物の火災が多くなつてきているといふのは、そういうような可燃物がかなり大量にあるといふようなことと非常に密接に關係してゐると私は思つております。同時に、御案内のとおり、火災の原因を調べてみますと、言ひまでもありませんけれども、失火といふのは八四％くらいあるわけでありまして、その中でも特にたばこによる火災といふものが例年非常に高い比率を占めているわけでございます。したがつて、こういう失火という現象と身のまわりにおけるわれわれの建築構造、あるいは可燃物の集積、火器使用という機会が非常に多くなつてゐるということがそれぞれ相乗されて、かなりの火災、そうして同時にかなりの死者を出すようになったのだといふに私たちは見ているわけでありまして。

○千葉千代世君 よく火災が起きたあとで点検して、避難口がたいへん狭かつたとか、それから旅館なんかの建物で、避難に対する訓練が徹底してゐなかつたとか、そういう点もあげられているわけなんです。それで、今度の法律の中で管理体制の中にそういうふうな指導も入っているわけですね。

○政府委員(降矢敬義君) 御指摘のように、不特定多数のものが出入りするようなホテル、旅館、映画館等につきましては、それ自身が予防措置を講ずる、それ自身が早期発見、早期通報をするといふような意味で、自動火災報知機、あるいは避難設備等を義務づけておりますが、それは今回の改正とは關係ありませんので、従前から、四十四年に改正したものを今回も施行するつもりであります。先生御指摘のように、管理者自身が自分の建物に火災を起さないようにするための体制といふことで、今回、防火管理者が定めておられない場合には消防機関において選任をして、消防機関みずからがやはりその防火管理者を通じて、その建物ごとに、避難訓練を中心にした消火訓練といふものをやらせるような仕組みを今回の法律で考えたわけでございます。

○千葉千代世君 この新建材なんです、煙が出て、発火して五分以内くらいで、何か〇・四％くらいですか、一酸化炭素で急性の一酸化炭素中毒になつて、多つてしまふといふようなことを伺いました。そういうふうな早いうちに人命が失われるのですから、これは大ぜいだいたいへんなことになつてしまふのじゃないかと思ひますが、新建材の規制とか、そういうものはないのでしょうか。やはり建てる人の好みの新建材を使うとか、あるいは新建材についての製造と、普通の材木との何か値段の關係とか、使う人の好みとかあるでしようけれども、これは大都市の場合なんか、特に密集地なんかで新建材に対する何らかの規制ということはどうもかしいものでしょうか。家の中にもこれに呼応して、家の中に置かれてゐるものが御指摘のように燃えやすいものが多いわけですね。身のまわりを見ても、マッチ一本ちよつと落として、もばつとやられるという状況の中にありますけれども。

○政府委員(降矢敬義君) 新建材といわれるものの規制でございますが、これは建設省におきまして、建築基準法に基づいて規制をすることにしたのであります。それには、もちろんガス及び煙の量といふものも試験の基準に入れておきまして、そうしてその種類は不燃材料——全然燃えない材料といふことで、たとえば石綿のスレートといふようなもの、あるいは不燃材料といふことになっておりますし、それから次は、不燃材料ほどではないが、燃えにくい、たとえば石こうボードといふものは準不燃材料、それからもう一つは、普通のものより燃えにくいといふことで難燃材料といふ、三種類がございまして、これを通産省との關係におきましてJISといふことで規格を定めて、そういう三種類の材料について、建築物自体について、こういう建築物ならば、たとえばホテルとか旅館におきましては、廊下とか、居室とか、階段とかいふところは不燃材料で仕上げなければならぬといふようなことを建築基準法のほうで規定しているわけでございます。したがつて、この一般

の建物、われわれの普通住んでおります住居にまでそれを義務づけてはおりません。つまり大きな建物なり、不特定な人が常時出入りするようなところにおいて火災が起きたときに、巻き込まれ、死にやういふところについて、そういう法律的な義務づけをしておるわけでございます。ただ御指摘のように、先般のいろいろな火災を見ますと、なおなおこの不燃材料、あるいは難燃材料と称するものにつきましても、現行の基準でなお足らぬんじゃないかという反省がございまして、先般も参議院の建設委員会のお話をして、さらにわれわれの消防庁の消防研究所における研究の成果も踏まえまして、新しい意味の新建材の規制を考えていきたいといふことをおっしゃつておりますし、また、通産省当局のほうにおいても、JISの規格については、なおさら検討するということでございますので、そういうことでさらに新建材の規制をやつていく必要があつるかといふふうに考えておるわけでございます。ただ、先生のたゞいま御指摘のように、われわれの身の回りにあるものについてまでは實際はだめで、じゅうたん、こвриといふのも一種のインテリア材料といわれるものでございまして、こういうものと、本箱とか、机とか、いろいろなものが、新しい、見たところのいい材料でつくられております。こういうものまでがわれわれちよつと禁止をするというわけにはまいらぬだろうという気がいたしておりますが、しかし、建築材料としては、御指摘のように、いまの材料をさらに不燃化、あるいは燃えにくい材料をさらに燃えにくい材料にする、こういう研究と相まつて、規制を強化していくことが必要であるといふ、かように考えておるわけでございます。

○千葉千代世君 それからもう一つ、火災を起す場合、特に学校などの火災を見ますと、原因不明といふのがかなり多いですけれども、その点をもつていふとお考えになっておりますか。

○政府委員(降矢敬義君) 私もこの職につきまして、火災の原因をお聞きしたいとしまして、やはり不明といふものがかなりあるのをごさいます。その点私も疑問に思つてお聞きいたしました。結局、従来からのいろいろな検査の方法、あるいは火災原因の探求といふものはかなり進んでおりますけれども、先生御案内のとおり、完全に全部原因であつた場合には、はたしてどういふ原因であるのかといふことはきつめてつかみがたいものであります。これは余談になりますが、一部の意見では、火災原因調査を標準化したらどうかといふ御意見もありましたけれども、長い長い経験におきましても、今日なおそれを標準化するといふことは全く不可能のようでありまして、したがつて、不明といふものがすいぶんあり得る、完全なものはないといふことでございまして、その点は御了承いただきたいと思ひます。

○千葉千代世君 この発火の原因は多種多様ですからつかみにくいと思ひますけれども、やはり調査が徹底しない面もあるのではないかと思ふのです。それには、警察官なり消防官なり、そういう方の人員の足りない面もございまして、そういうのも、そういう点を指摘されなければならぬと思ひます。ついでこの間、近県で中学校が焼けてしまつた。昼間です。これはまる焼けです。その校舎はもと古い材料で建てた校舎で、耐用年数がとつと過ぎてしまつてゐるのですけれども、まだ新しい校舎に移転しきらぬ。鉄筋で建てておるわけなんです。先生が気がついて行つてみたら、それこそ飛んで行つたら、五分以内にメラメラと焼けてしまつたといふのです。天井から出たのか、床から出たのか、それさえもわからない。それでかけつけた市会議員の方が——近所の方々の話を聞いてみますと、これは取りこなし料が要らなくていいあんばいだ、火災保険が六千万円、たしか六千万円と言ひました。六千万円かけてあるから、それもあるまゝの浮いてしまふから、これで何を建てようかといふ話にも発展してしまつてゐるというのです。そうすると、そういう

もので、そういう気風の中でこの火災の処理が行なわれるとしたら、非常に私は問題があると思います。決してこれは故意的なものでもないし、ほんの冗談だと思えますけれども、よく風水害の場合に、故意に橋をくずしてお金を中央から流したということで、私が国会に出た当時ずいぶん問題になったことがあったんです。そういう点で、やはり保険ですけれども、調べてみますという、一般の損害保険とか、あるいは学校、あるいは公民館などという場合、私有物件の共済であるとか、町村物件共済などと、こういうふうな大體なところがあるのですが、これはその管理者、あるいは設置者が全部負担して保険料なんか持っておるわけなんです。それについて、何か消防法のおりで、それを幾らか肩がわりするとか何かの方法はあるでしょうか。保険の問題についてはどうでしょうか。

○政府委員(降矢敏義君) 公有物件の火災保険につきましては、ただいま御指摘のありましたように、地方自治法の二百六十三条の二だったと思いますけれども、特別に規定がございまして、地方団体が連合して火災保険を行なえるという規定がございまして、それで、私有のものであれば私有物件共済会というふうなところに保険をかけておるわけがございまして。これは資料をお調べになればおわかりになると思いますが、私の記憶によれば、火災保険料というものは、一般の損害保険会社よりも共済事業であるだけに非常に安くございまして、なおかなりのいわゆる積み立て金を持っております。それをそれぞれの団体に起債というふうなことで還元をして運用しておるという実情でございまして。したがって、火災保険そのものがかなり安い状態であること続きまして、二十四年から始まっておりますから、現在、積み立て金も相当にありまして、保険料も相当安くしております。この問題につきまして、消防庁として保険料を肩がわりするという措置は全然考えておりません。

○千葉千代世君 そこで、よく法律をつくって、立ち入り検査権その他の問題があるわけなんです。法律をやはり完全に生かし切れていないような問題があるんじゃないかと思えます。たとえば立ち入り検査権があつて検査する、そういう場合に、検査されるほうの機械とか、器具とか、そういうものが十分満たされているかどうかということなんです。どうなんでしょうか。

○政府委員(降矢敏義君) 立ち入り検査につきましては、私のほうにおきまして、特に消防大学校、あるいは各府県にございまして消防学校において統一的なポイントというものを指導をして、有効な立ち入り検査ができるようにしておるわけがございまして、御指摘のように、特別の機械とかいうようなものは別にいたしまして、設置されておる機械そのものが、たとえば消火器、あるいは避難器具その他にいたしまして、すべて国家検定を得たものについてそれを設置するということになっておりますので、特殊なものの以外は、特別な機械をもつてこれを査察しなければならぬというところは実際はないようでございます。

○千葉千代世君 いまおっしゃった都市ガスその他のガスについて、家庭の場合ですと探知器を持って調べに来てくれますね、あれはガス会社の責任でやっておるわけでしょう。

○政府委員(降矢敏義君) 家庭まで立ち入りをするだけの余裕がございまして、おそらくそうだろうと思えます。

○千葉千代世君 わかりました。私、この立ち入り検査権というふうなことはあまり好きじゃありませんけれども、これは消防に関する限りは、法的のものについてはやはりこれはよく懇切丁寧にしていたらどうかというところは必要だと思つて、そういう意味で、家庭のは立ち入り検査権ではありませんが、家庭の立ち入り検査権を持って、これはガス会社の責任でやっていると、こういう意味ですけれども、消防庁は指導しているわけでしょう。

○政府委員(降矢敏義君) 特に消防庁がガス会社までそういうことを指導しているというところは、私は聞いておりません。

○千葉千代世君 そんなことはないでしょう。だって家庭にガスを配置しますね。そういう場合に、新しい団地ができましたね。そうするとやっぱりLPガスなんかずつと配置された、こういうふうになってきますと、これはガスを取りつけたその者が直接責任であつて、取扱者に指定されている人がガス工事をやるわけなんです。ですから、そこまではわかるわけなんです。ところが消防署としては総体的に、命令とか指示とかではありますけれども、やっぱり火災に対してそういう知識の普及徹底という項目があるでしょう。一般には指導しているわけでしょう。

○政府委員(降矢敏義君) 私の答弁がまずかつたわけでありまして、保安サービスということ、そういうことを指導しております。

○千葉千代世君 それから、私がなお申し上げたかったのは、これは一つの器具の例ですけれども、その他やっぱり消防署その他についても、地方の常設消防署でないところですね、そこで検査する、そういう場合にも、山の中の小さい消防団なんかですと、定期的に、穴がゴム管にあっていないかどうか、そういうふうなこともありませんけれども、それを検査する前に、それが充足されているかどうかということですね。それから高さがございまして、はしごが足りなくて、あまり高いものだから、もう何メートルかあればよかったなんていうことをちょっと新聞で拝見したんですけれども、ああいうように、やっぱりその建物、地域に即した機械、器具が充足されているということが前提ではないかというのを思っているわけなんです。法律をつくって規制するものももちろんですが、それと同時に、そのことのほうにまず重点を置いていかなければならぬんじゃないかと思つておるわけでも、重ねて伺います。

○政府委員(降矢敏義君) 火災の問題につきましては、言うまでもございせんが、その建物を使つておる者あるいは所有者自身が、特に公衆の出入りする建物の所有者、管理者という者がそこから火事を出さないということが一番の社会的な責任だと思つております。そのために、消防法におきまして特定な施設を義務づけておるわけがございまして、それとあわせて、反面、御指摘のように、公設消防自身におきまして、そういう万一の火災の場合に対処し得る機械、器具というものを当然整備しなければならぬわけがございまして。ただ、この問題につきましては、私たちがやはり最近の建築基準法の改正におきまして、あの中に、消防の意見といたしまして、高い建物あるいは地下街等につきましては、消防の側から見れば消火活動上必要である、あるいは避難活動上こらしてほしいというものについては、相当意見を申し上げ取り入れられております。そういうことでありますので、かなり大きな建物がどんどんできていく場合に、機械、器具というものをどういう程度にどういう順序で充足していくかということにつきましては、私は、やはり大きい建物であるだけに、多くの人が出入りすれば、それだけに建物自身が防火構造というものを、あるいは消火設備、避難設備、そういうものをひとつと充実するということで、まずそれを第一義に考え、あわせて公設消防がそれに対応し得るような、はしご車とか化学車とかいうものを充実していく方向で考えるべきものではなからうかと、こう思っておりますが、結論的にはまだまだ中小都市を中心にしたしまして、機械、器具の充足は十分でございまして、われわれ、今回もはしご車、化学車等をさらに充実する意味で予算補助をその辺を重点に配分いたしたい、こういうふうに考えているわけがございまして。

○千葉千代世君 次に消防の予算ですけれども、ことしの予算書も拝見いたしましたけれども、これは決算のほうから見ていきますと、何か使い方が前よりも少し少なくなっているように思

の声を聞かしてもらいたいという気持ちを持っておりまし、また、千二百円になったということとは、すでに県を通じて市町村にもそういうことを連絡してありますので、極力そういうことで指導をいたしたいと思っております。

それから、どことが一体高いか低いかということですが、私はこの点は資料を見てお話し申し上げなければならぬと思います。どの地域が一体どうなんだということは、いま手元に資料がございませんので、いずれこの次に御報告をさせていただきますと思います。

それから、手当を一体どう使っているんだ、この点は私も実際調べたわけではございませんが、ただ、私のところにはしばしば消防長の方々が出入りいたしますので、その際私もそういう話を聞きました。一人当たり幾らということで消防団に一括交付をしておる。要するに、本人の受領書を

取って一括交付をしておるところもありますし、あるいは本人にじかに渡しているところもある。先生御指摘のように、あるいは一括いただいたと

ところで、年末にそれを財源にして懇親会を開くといふことがないかといへば、それは私はそういふことが全くないんだといふことは言えないと思います。どういふふうにこれが使われておるかといふことは、私も調べたこともございませんし、詳細承知しておりませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○委員長(若林正武君) 速記をとめて。

○委員長（若林正武君） 速記をつけて。
○千葉千代世君 そこで、たとえば、費用があま

り少ないから町村で少し援助しようではないか、
こういふふうにいつて町村でかなり援助している
ところが多いと思うんですが、いかがでしょう

か。
○政府委員(降矢敬義君) 手当に關連して援助といふお話でございますが、どういふことでお話が

ありましたか。ちょっとわかりにくいのでございますが、手当につきましては、低いところもある

し、あるいは基準以上に出しておるところもござ
いますので、この基準以上に出しているところを
どうのこうのということは、私たちは全然やっ
ておりませんので、そういう意味であるならば、あ
るいは援助ということばでよろしいのかどうかわ
かりませんが、そういう実態はございます。

○千葉千代世君　そこで、そういう問題につ
いて、ひっくり返って消防庁としてはそういう行政指
導は、これは自治省の権限でよろいか。自治省の
市町村に対する指導、これはあまり干渉しては地
方自治を侵すということになりますから、その関
連を、指導してもらいたいようなものはないか
ような感じがいたしますけれども、どうなんでしょ
うか。やはりきつとした予算の使い方、足りなけ
ればやはり要求していくという前向きな姿勢の中
で日本の消防行政、地方行政をやっていくという
ことが非常に大事じゃないかと考えているわけ
でございます。

○政府委員(降矢敬義君)　消防庁におきまして
は、助言と勧告、指導というものを法律の権限に
基づいてやっておりますし、府県につきましても
そういうことでございますし、また反面、御案内
のとおり、消防法におきましては、市町村の消防
は市町村が責任を持って管理をするという規定が
ございまして、いわゆる国が監督するというこ
とは消防法上できないわけでございます。した
が、いま申し上げたような指導、勧告、助言
ということでございます。そういうことを参考にして
条例化するようにはしていただきたいということを
指導しているわけでございます。

○千葉千代世君　くだいようですけど、やはり消
防についての関心と、それから、自分が使命感を
持つて一生懸命やっていくこと、それから予算
の裏づけという点と、そういう点をきちっとし
ていくために、この際もう一ぺん抜本的に考え直
す必要があるんじゃないか、このように考えてい
ます。というのは、昨年時限立法で成立いたしま
した三万市の問題ですが、そこでもかなり消防の

問題が比重を占めるんじゃないかと思えます。の
で、この点ちょっと自治省のほうに伺いますが、
時限立法ができて、いままで三万市がその後幾つ
できたかということ、それから、これは来年の
三月までのたしか時限立法だと思えますが、いま
申請しているところとか、あるいは調査している
ところ、そういう段階であつて幾つくらい出る、総
体的に見て、この法律によって三万市が幾つくら
い誕生するということに予想してらっしゃるの
ですか。大ざっぱでけっこうです、これは。

○政府委員(大石八治君)　いますぐ調べますが、
二十くらい……。いますぐ調べますから。

○千葉千代世君　概略でけっこうです。そこで、
三万の新しい市ができた、その条件の中には、御
案内のように高等学校があることとか、警察があ
ることとか、消防とか、いろいろありますね。そ
うしてかりに三つの町なら町が合併して三万すれ
ばいい市ができた。そうすると消防署は一番大き
な町に置かれて、常設消防なら常設消防が置かれ
て、そうして今度は三つの山の中、市といつたつ
たいへん山の中です。ものすごく山の中のところ
であります。そうすると、いままでどおりの消防
団が活躍しなきゃならないということになる。火
事がこのごろはわりと多いんですね。使いつけな
いLPガスなんか使ってからわりと多いんです。そ
うすると、火事が起きて、そうしてすぐかけつけ
るのに、町から常設消防がやってくるのはとんで
もない、間に合ったものじゃないわけなんです。
そういう場合に、これらの体制は、どのようにす
るのが一番いいとお考えになりますか。現状の消
防では、現状のままですべていくのか、それじゃ
もつと、たとえば支所なら支所なりの形式をとつ
て、一、二人くらいふやすとか何とかやって、
財源はそれに見合うよう起債なら起債で、そうい
うふうな方法でもあるんでありますけれども、ど
うもやはり困るんじゃないかと思うのです。そう
するとやっぱり住民の負担が多くなると思うので
すが、どうなんでしょう。

○政府委員(降矢敬義君)　合併をいたしました、
常設消防を置いた場合において、いままでいろい
ろ町村の、本年から常備消防を置きたいという話
を聞きますと、やはり出張所あるいは支所という
ふうなものをそういう旧町村に置くということ
で常備化を進めていく考え方が多いわけございま
す。もちろん、その際には所要の人員、たとえば
三万であれば、最低消防ポンプ車二台、救急車一
台、それに全体の人として約二十八人くらい要
るわけでございますが、そういう点は交付税のほう
ですべて措置をいたしますし、庁舎の関係、つま
り消防庁舎を設置する必要があるもので、そう
いうものにつきましては、起債の財源を用意いた
しましてこれに充当するということに考えており
ます。

なお、いま消防団の御指摘がありました、仰
せのとおり常設消防を置くというときに、もう一
ついまの小さい市町村で特に考えておりますの
は、例の広域市町村圏と関係いたします道路の整
備であります。つまり機動力を発揮することに
よって常備化したところの効果を発揮しなければ
なりません。したがって、過渡的にはかなり従来
と同じウェイトで消防団の力を借りて消火体制を
整備する必要があります。したがって、常備が
できまして、直ちに消防団の数が減る、あるいは
消防団の整備施設が常備のほうに転換されると
いうことにはならないわけでございますが、長期
計画におきましては、やはり道路の整備と相ま
つて常備化の強化をはかっていくという方向が私は
妥当だと思っております。同時に御案内のとおり
、消防団の数の減ってまいっている傾向がござ
いますし、また、御案内のとおり出かせぎ地帯
等におきましては、冬季かなり消防団の数が一時
欠になる場合もございまして、そういうこともござ
いますので、やはり町村としては機動力を発揮し
得る諸施設と相まって常備化を強化していくとい
う方向が、現在考えられている方向でございま
す。

○千葉千代世君　伺っていることもつともこのよう
に思いますけれども、具体的には、たいへん山の
中で、道をつくるのにも道路整備をするのにも、
たいへんなお金になってしまふわけですね。これは
消防のためよりも、町自体の必要性でつくらなけ
ればならないわけですね。そのことよりも、自分
の家にいくのに畑のまん中を通らなければなら
ない、そうして三万市になった、そういうことにな
りますから、一ぺんにはいきませんけれども、と
りあえず市になったときにどうしたらいいかとい
うことになれば、やっぱりいままでの消防団がい
ままでどおりやるということがこの当分の間は出
てくる、自分というところは、三年間か五年間か、
私はおそろくはあそこに出張所ができて、そして
常置されて、そして火事だ、そら車を引っぱって
やっていくというところは、これは市というのは名
ばかりであつて、消防面が一番おくれでしまつて
いるんじゃないかと私は考えておりますし、見て
きました。ですから、そういう点ではやっぱりす
ぐ常置に置けとか何とかいうことも、すぐには
できかねるでしょうけれども、何かいい方法がな
いか——何かいい方法とは何かということなんで
す。道路の問題もありましようけれども、道路
は、とても細い道路一本つくるのにたいへん
です。県庁にお百度踏まなければできないわけ
です。そういうことです。そうしたら長いホースも
山の中まで容易なことではないし、なかなかこれ
は、私は三万市の中で一番欠けている問題は
何かといえば、たとえば赤字をかかえた町が合併
して市になれば、統合中学校ができることとか、そ
ういうことがあつて、いい面を見ればたいへんい
いわけですね。そういうことはなるほどできるでし
ょうけれども、消防面に至つてはこれは私は一番犠
牲をこらむるのではないかと、いま何
うところの幾つか時限立法の中で予想される三万
市ですね、これは一体どのようにしているのか。
私はそれは具体的に早く視察に行きたいと話し
ているんですが、視察に行くにも、どこどこを
見てきなさいと言わなければ視察しようがないと

いう、こういうところなんです。そこでこのところでは何かいいめを見つけて、消防団の人たちが千二百円では少ないと言ったら、いまは予算に組んだ千二百円まるまる、まず出て行ったらお弁当代くらいいなるといことが最低守られているが、どんなにいいことを言っても若い人はいやだと言。出だめ式に一本この間行つてみた。これは私にたいに背中をまるめてよちよちやつてきた。「気をつけ」も満足にできないのがかり出されて出て行かなければならない。こういう中で、いわば、やつぱり早急に——三万市が一番の盲点ではないかと思ひますが、その点いかがでしょう。自治省と消防庁長官の御見解を伺います。

○政府委員(大石八治君) 先ほどの新市の問題ですが、現在までにしましたものが三十一であり、そのほかに人口要件で三万をこしてあるものといふのは三十五ありますけれども、私どもはいままでの経過を見ますと、やりたくつてきたところは、ほとんどもうやつてきましたから、単にただ人口が三万以上だから直ちにやろうという、自動的に数字の関係ではもう少ない。出ても十くらいで、これは非常に責任のないようなことばですけれども、十町村くらいではないかと思ひます。大体要件のそろつておるところはみんなもうやりましたから、あとは、ただ人口がそろつていないだけで新市に直ちにしようというものはないのでないかというように思ひます。

それから新市の問題であります、かなりの部分は、単独で人口三万をこしたからというところがかかりこの部分にあります。したがつて、もちろん市になれば常設消防の問題が出るわけであり、これは従来の市の場合でも、もちろん常設消防は持つておるわけですから、同時に消防団というものは持つておるわけです。これは当然、消防団というものがなしで私どもは済むとは思ひますが、常設消防ができたから消防団は解消してしまふというわけにはまいらない。現にはほとんどの市で、特別のところでない限りはやはり消防団を持つておりますから、消防団と

いうものはやつぱり重要な防火体制の一部になると私どもは思つております。

それから気持ちの上で、これは交付税の使い方について、あまり、何といひますか、こちらのほうからとやかくは言つてもいいとは思ひませんが、消防団の出動手当の額なんかの単価計算はぜひ、先ほど長官から申しましたように千円ぐらいの単位と、使ひ方についてはいろいろあらうかと思ひますけれども、われわれの標準で計算した額をあまり極端に下回るようなことはしてもらいたくない。上げていくというものは、そういう気持ちであつたわけですね。実際は交付税計算でやつておるのをはるかに、そこまですてないという事実があらひまして、だから交付税の計算の数字を上げることはしないやないかという、うな一面議論もあつたわけですが、けれども、しかも、そういうことではまたいかぬといふことで、私どもは準備を上げていくといふことをやつてまいつたわけであり、まづその気持ちをひとつ、まあ全部がそろだとは言ひませんが、そういうところもあらひますから、そこはやつぱりわれわれの気持ちよくふんでいただくようにしてもらいたい、こういうふうに思つております。

○政府委員(降矢敏義君) 消防団のあり方について政務次官からお話がありました、さらに補足していただきますと、消防団の問題につきましては、身分の問題と、それから消防団の機材の問題がございます。

機材のほうから申し上げますと、われわれも最近の新しい機材を消防団にしなければいけませんので、たとえば昭和三十年四月現在で、手引き動力ポンプというより、これが二万台であつたのでございまして、このうちものは漸次、たとえば小型動力ポンプに振りかへる。現在、当時二万台であつたものが、手引きポンプといふのは五千五百台でございまして、このうちより、小型動力ポンプといふものが非常に性能がよくなりまして、昭和三十八年には一万八千台でありまして、現在五万六千台といふことでありまして、同時に

に、これを運搬する小型の車、あるいは先生御案内かと思ひますけれども、大体八十キロから百キロ程度でありまして、二人で持ち運びできるものでございまして、これを小型の積載車に積む、つまりライトパンクのなもので私たちが補助をやりまして、消防団のほうである程度地域的な消防体制を確立するといふことで、消防団の機械化のほうに十分力を入れておるつもりでございまして。

それからもう一つは身分の点でございしますが、報酬のほうから申し上げます、あるいは被服費の引き上げ、あるいは公務災害補償関係の充実といふことを今回ある程度措置いたしまして、そして身分的な安定といふものを金銭面からも考へるといふことを今度の交付税措置でもとつたところでございまして。

○千葉千代世君 そこで、大石次官のお話の中にあつたのですけれども、やつぱり人口要件だけ満たしても、御承知のようにあの法律には連機戸数七〇%以上といふものもございまして、いろいろ条件にむかひしものがあると思ひますけれども、消防の問題にしばつて考えた場合に、いま消防庁長官がおっしゃつた点はたいへんけっこうだと思ひますけれども、やはり何といつてもそれを動かすのは人でございまして、やつぱり手当はもつと多くなければならぬといふ私の考へです。先ほど伺ひましたのは、年次的に幾ら上がったかといふことを聞いたら、今度のような上がった方はないですね。選挙があるからか、それはわかりませんが、何で、そんなことは全然知りませんが、私は鈍いのでわかりませんが、七

百円の千二百円にしたいです。あんなに願ひである老人年金については、二千円の三百円上ぐるのところがございまして、これは去年は二百円です。それとすると、この率でいって、やつぱりこゝろに大事なところになつたらば来年度の予算ではもつと上げていこうといふ考へがあらひなるんではないか、どうでしょうか。上げつぱなしといふことはいいでしょう、これだけで済むといふことはいいでしょう。

○政府委員(降矢敏義君) 来年のことをいまから申し上げるわけにはまいりませんが、この出動手当といふのは、先ほどちよつと申し上げましたように、火災の警戒あるいは火災の場合の消火、あるいは水防活動、あるいは訓練活動、そういうものに一回ごとに支払ふものでございまして、大体平均して四・五回ぐらい出動しておるようでございます。で、この出動手当のほかに、御案内のとおり報酬といふのがございまして、四十四年に二千円であつたものを昨年——四十五年に五千円に引き上げました。で、報酬を引き上げるのがいろいろか、出動手当を引き上げるのがいろいろかという議論が前から相当ございまして、私はやつぱり出動手当で、報酬は五千円になりましたので、出動手当のほうを引き上げるほうが実際のじやなからうかといふ私は気持ちを持つております。ただ、来年のことではございまして、いまだどうするといふことは言ひわけにまいりませんが、けれども、そんな気持ちを持つておることを申し上げておきます。

○千葉千代世君 出動手当とは別ですが、消防団員を長くやつてやめた場合の退職金制度ができましたね。何年だつたか前ですが、できたのです。それはやつぱり引き上げになつてゐるのでしょうか。

○政府委員(降矢敏義君) 退職金の額の引き上げは今回は行なつておりません。

○千葉千代世君 これ、火災訓練その他といひますけれども、実際山の中で一日まるつぶれなんです。もう全然仕事にできないといふような情勢のところがあるわけなんです。そういう場合には、まあ一日つぶして行つて、そうして一生懸命やつておられますことを考へますと、ところが、若い人たちは近くに、まあせいぜい二十キロぐらいで通るところへ通つていって、そうして工場であつて得る賃金といふものはこの何倍かのわけなんです。それ、そうしていくと、お金で換算するわけではありませんが、やつぱり近代消防の消防体制と近代的生活と、若い人たちがやつぱりこ

れに参加するということを総合的に考えてみますと、少なくとも千二百円としまつたものを、これが全額手に入るような御指導を今度のしかるべき会議で長官がなさっていただきたいと思うのですが、していただけないでしょうか。やっぱりこれは長官が言ったという、町役場はやるのです。ほんとうにやるのです。ですから、そういう指導なら私は十二分にしたいだいたいの思うのですけれども、いかがでしょうか。あまり余分に使わないで、やはり現金だけ入るようには、お弁当が入るようには、ここに指導性が発揮されなければならぬと思うのですけれども。

○政府委員(降矢敬義君) 御趣旨の点は、一月の末に予算が地方交付税の關係もきまりましたときに、主管課長會議を開きまして、そういう御趣旨のことをお話ししてございます。またさらに、こういうふうになったということで条例措置等についても、これを、これを基準にしてやるようにという、いま別途通達も出してございますので、御趣旨のようないことで措置しているつもりでございますが、なおブロック會議等その他がございまして、そういう際にもあらためて指導するということにさせていただきますと思ひます。

○千葉千代世君 通達なんかだめですよ、読んでみないですよ。都合の悪いところは捨ててしまひます。大体私も通達を見ておりますけれども、やはりきちつと重点的に一番先に、まだ頭の新しいうちに、どうしてもやらなければならぬとしまつたものは、こういうふうな国会でも取り上げられて、皆さん御苦勞さまで、それでは千二百円入るようにはやはり努力してもらいたいというのを一発言っていただきたいですね。そうしたら、額は少ないけれども、そういう気持ちで長官が持つていらっしゃるということがわかればやはり違うと思うのですけれども、重ねてお願いして、次の問題に移ります。

時間も長くなりましたので、あとはちょっと一つだけ聞かしていただきます。四十五年度の消防白書の九三ページに林野火災の件がございまして

けれども、このごろ林野火災が比較的多くなつてきた。それで消防庁では消防審議会に諮問なさつておりますね。「多発する林野火災に対処すべき方法について」ということについて四十四年十一月にこの対策の答申が出ております。そしてそれに基ついて、昭和四十五年度から消防庁、林野庁が共同して林野火災特別地域対策事業を推進するということになっております。詳しいことはここに書いてございましてから省略いたしますが、その中に、地域に即応する集中的計画的な問題が出ております。で、昭和四十五年に七地域が指定されて、北海道、岩手、静岡、和歌山、島根、広島、福岡の各県七地域で実施する、こういうことになっております。で、この林野火災についてはこの七地域だけで終わつたんでしょいか、もつとふやすのでしょいか、あるいは年次計画なんかおありなんではしょいか、その点を聞かしていただきたいのです。それから財政上の措置はどうなっているかということも。

○政府委員(降矢敬義君) この地域は引き続きさらに拡大をしてやっていくという考え方でございまして。それから財政措置につきましては、消防庁のほうと林野庁のほうと二つの経費がございまして、消防施設等整備補助金としては三千五百六十四万八千円が消防庁でございまして、それから森林保険特別会計の森林火災予防補助金というのが四十六年度二千六百九十四万四千円でございます。それで、消防施設整備等補助金の補助対象は、消防無線と防火水槽と林野火災用工作車というものを考えております。

○千葉千代世君 たいへん少ないようですが、この補助金をもつとふやしていく考えはありますか。

○政府委員(降矢敬義君) 私たち、ことしも相当考えたのでございますが、こういう結果に相なつたわけでございます。私たちの考え方は、ぜひふやしてまいりたいという考え方でございます。

○千葉千代世君 いまお答えになつたのは、四十五年の概要と心得てよろしいでしょうか。

○政府委員(降矢敬義君) 概要でございますが、○千葉千代世君 質問がまずかつたかも知れませんが、たとえば七地域で実施することにしてありますね。実施したいまの段階の概況を説明してほしいということ。そうしたらはつきりするでしょう。指定しただけなのかどうなのか、それがどういう進捗状況にあるのかということがきつかなければ、広げていかどうかかわからないでしょう。計画が立たないわけでしょう。

○政府委員(降矢敬義君) こういう地域につきましては、先ほど申し上げました消防施設補助金としての施設補助を行ないましたほか、林野庁のほうにおきましても、森林監視員その他の人を配置するということをやつておるようでございますけれども、詳細は、いま手元に資料がございませんので、もし必要であれば、いずれ資料で御提出させていただきます、こういうふうに思ひます。

○千葉千代世君 これ、資料要りませんか、またの機会に質問させていただきますと思ひます。保留しておきます。

それでその下のほうに、消防白書のその次のところに、森林火災について空からヘリコプターで消火しているような、科学技術庁とか自衛隊の助けを得てやつて、実施の見通しがついたというところが書いてありますね。見通しが得られた。したがって、早急に実用化を図るため、引き続き昭和四十五年度においても、実用化試験が実施されることになっている。ということですね。すると、これは実施に入っていくのはこれを見てから後ですか。見通しがついたのなら、想定しているわけでしょうから、いつから実施するのでしょうか。

○政府委員(降矢敬義君) この点は消防研究所におきまして研究しておるものでございまして、昨年でありまして、散布する薬剤、それから散布するときの機材、つまりヘリコプターで運ぶものから、ある特殊な機材を開発したわけでありまして、それで小実験を昨年やりました。その結

果、非常に結果がよろしうございました。そこで本年、四十五年度におきましては、いまのところ高尾山のとこに大体やれる場所が見つかりまして、それで科学技術庁、防衛庁、林野庁とも協議をいたしまして、三月の中ごろに約一週間くらいの期間を置きまして、そしていままで開発したものを若干改良しておりますので、これによつてさらに実験をしてみたいという計画が整つております。直ちに実用化するにはなお若干、研究者の報告によりまして、研究を要するところがございまして、この四十六年の三月に実験をした結果、これで林野庁の關係やその他だいたいよろしいということになれば、一定の機材を準備をしておいて、森林火災に対処するという実用化に踏み切れると私は考えております。

○千葉千代世君 その実用化に踏み切る場合に、消防庁が独自にヘリコプターを用意しているのか、あるいはそれともそのために自衛隊に要請してこれをやつてもらふのかどうか、どういう実情ですか。

○政府委員(降矢敬義君) この森林火災に消火薬剤を散布するときに大体一回二トン程度の水を運ぶ機材を用意してやつていくわけでありまして、そうしますと、相当大型のヘリコプターでないと、ぶら下げていくものですか、普通のヘリコプターではとてもできません。したがって、やはり自衛隊の持つておる大きなヘリコプターをお借りをして、そうしてこれをする。したがって、森林火災についてそういう態勢、機材として整備されればもちろん自衛隊にもお願いする態勢をとつて対処していくということにならうかと思ひます。

○千葉千代世君 これで私の質問を終わります。○委員長(若林正武君) 暫時休憩いたします。午後零時十分休憩

午後一時十分開会

○委員長(若林正武君) 地方行政委員会を再開いたします。

休前に引き続き、質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 先日の答弁に関連して、一つだけ重ねてお尋ねいたしますが、改正法の八条の三項と罰則四十三条の一項一号にかかる問題ですが、この前の答弁では、防火管理者を置かなくてはならない防火対象物について、消防法七条による建築同意の際に、どういった建築物が建てられるのか、しっかりと把握をすることができると、まず行政指導をして、その命令に従わないときには罰則を科したほうが現実的に即しているし、また法律上行政命令を出せる仕組みにした場合は、その命令に違反した場合に罰則を適用するというのが現在ある法律の規定の形式に合っている、こういうふうな答弁であったと思うんですが、しかし、私はそういう答弁の中に含まれている考え方にたいへん疑問を持つわけですね。すなわち、学校や病院や、あるいは事業所などで常時居住者が五十人以上というふうな防火対象物、そのような建築物の所有者やあるいは権原を有するものというものは、それらの建築物を所有したり、あるいは事業を行なうことによって直接社会的ないろいろな義務を負っているわけですね。そうすると、防火管理者を置くとかあるいはその人に防火管理上の任務を与えるとかということもその一つではあります、その責任はその所有者などが社会に対して直接に負わなくてはならない、そういう公的な義務が一方にあると思うのです。そこで、現行法の四十三条では、この防火管理者をきめなかった場合にこれを直ちに処罰の対象にしている。私はそういうふうな考えですが、今回の改正は行政命令など、役所の措置の違反に対して罰則を適用する、そういうことに改めようとしているわけですから、これは所有者などの社会的責任について、所有者側と社会との間に一つのクッションを置くものであろう。事業の社会的責任やあるいはその自覚を法

律規範によって直接求める、そういう視点がぼやけてしまふというふうに考えられますが、どういうふうにお考えですか。

○政府委員(降矢敬義君) 防火管理者を置くべき建築物というのは相当の大きな建物でありますから、しかも、不特定多数の人間が常時出入りする建物でありますから、したがって、いま御指摘のように、私はやはり社会的責任において十分建物の特別な防災措置を講ずべきものだろうと考えております。法律のたてまえといたしまして、いまでも、選任して遅滞なく届け出をするということになっておりますが、その点を今回の改正においてクッションを置いて、その法律的な意味の義務をやわらげるといふようなことではございませんで、従来どおり、それもあるわけでございます。それを担保する措置として、直ちに罰則にいくのがいいのか、それとも今回のほうが実際のところ、こういうところが一つの焦点だろうと思っております。で、御案内のとおり、現在までの規定によつて直ちに罰則というふうなものもございまして、罰則を科せられた例もないわけでありまして、したがって、むしろ社会的義務は義務として、建物をつくる際にその点をしっかりと自覚をさせるということによつて、置かせる、それでも置かない場合に行政権として発動していくというたてまえにいたしたほうが実際の運用としてもよくはないか。

それから、同時に、施設整備の関係におきましても同じような構成をとっておりますので、今回もそういうふうな構成に改めたわけでございます。決して御指摘のように、社会的責任をこれによつて緩和をするというふうな考え方から出たものではございません。

○和田静夫君 ちよつとまだ了解できないのですが、私は、でさう上がった建物について防火管理者の選任を指導するより、まず建築許可の同意の際に、完成後建物の使い方にあたつては防火管理者の選任、その他防火管理上必要とされる措置がいろいろあることをまず周知をさせて、そうして、

完成使用後は必要な措置を怠っていると罰則の適用がある、という法律関係にしたほうが予防対策としては当を得ているようにどうも思えてしかたがありませんが、それは考えられませんか。

○政府委員(降矢敬義君) 従来はそういう体制になつておつたわけでございますが、問題は、要するに、防火管理者というものは具体的建物ごとについて具体の人の防火管理者というふうな選任する行為が当然あるわけでございます。いろいろな事前に防火管理者を置かなければならぬ、どうするということとは、当然御指摘のように指導もしてまゐるわけでございますけれども、いよいよ出たときに、たとえば総務部長級とか、その建物におきましてある程度の地位を持つ人、具体の人として選任をして届け出るといふ仕組みでございます。したがって、社会的責任を今回の改正によつて云々するといふあれではございませんで、そこはやはり従来どおり、向こうの管理する建物の権限を有する者の責任といふことは残つておるわけでございます。そこを担保するのについてどうもございなければならぬかといふことについての担保の方法として、直ちに罰則を適用するといふしかたが従来のかたでございまして、これはどうも私はいままでの例を見ましても実際のでないやうでありますので、むしろそのときには直ちに命令を発して、置かせる、そういうことによつて罰則をかけたほうが実際の運用ではなからうかと、こういう判断でございまして、担保のしかたをどういうふうにするかといふところで御見解の相違があるやうでございまして、われわれ、実際の運用に徴しまして、今回のほうが消防機関として実際に運用する上にベターじゃなからうかと、こういう判断をしてこの改正案を出したのでございます。

○和田静夫君 大臣、いまのやりとりなんです、ね、この前、大臣お見えなかつた時間だったかと思ふのですが、言つてみれば、査察が十分に行なわれているという前提がある場合に長官の答弁といふのはある一定の説得力を持つと思ふのです。しかも、この前もやりとりがあつたとおり、査察

はいまの人的体制やその他からいっても満足ではない、こういうことですね。私の質問に対しては、そうすると、満足ではない査察というふうな形の上で行政命令を考へてみると、違反事件というものが明らかになつてきた段階で行政命令が出る。そしてその行政命令のいわゆる措置に違反をした場合に罰則。明確にこれはワン・クッションを置くといふことになるでしよう。したがって、この辺はたいへん心配になるところなんです、いかがお考えになりますか。

○国務大臣(秋田大助君) いろいろ考え方があろうかと存じます。この改正をいたしましたのは、私の浅学未熟な知識の範囲内での理解でございますが、確かに先生のおっしゃるとおり、置きなさい、そして査察もし、できていなければ罰則にかけ、これが順序でございます。しかし、実際の措置として、やはり責任者を置いておくといふことが必要でございまして、査察をしましてもとかくそこが怠りがちになる。怠つたらすぐ罰則にかけるといふと、実際上なかなか罰則にかけるといふことは、法制上はできておる、当然のことではあります、なかなかやりにくい。実際の経験に徴しまして、とにかく火災予防、また消防の実をあげる意味において、責任者を実際そこに置いておく措置を現実にとるといふことが実際のところ、こういう経験に徴されまして、こういう改正になつたと何つておりますが、先生のおっしゃる趣旨を十分体しながら、実際に即しまして、こういうことが考へられておると、こういうふうに御理解を願えないものか。実際の見地に立つておると、こういうふうに私も理解をいたしておる次第でございます。

○和田静夫君 長官、運用上そういうことが起こり得ると思ひます。それを、だからといって、法律上そこまでゆるめてしまふ必要といふのは、ぼくは現実には必要性はないんじゃないですか。やはり罰則が適用されるということが前提にあつて、いままでは運用上は、責任者を置きなさいとかなんとかという形のことをやってこられたわけ

でしょう。今度の場合は、まず査察その他のことでもって違反がわかる、そうしたらもう一ぺん指導しますと、そうすれば、これは指導があれば、指導があるまでは違反があつてもそのまゝにしておいて、そのうちに行政命令が来ます。来てから考えればいいんじゃないですか。よつて、建築の許可を与える、そのときにいろいろ教育をされましても、それは実際問題としては法律上かなり距離があるものになりますよ。そういうことになりませんか。

○政府委員(降矢敬義君) まさにいま御指摘のように、運用上従来そうやっておりました。ところが、その運用が必ずしも守られない。反面、また、すべて直ちに告発をして罰則にかけるか、それも一案でありますけれども、いま大臣が御答弁のように、置かせるということが一番大事なこととございます。置かせて、計画をつくらして訓練をするというのが大事でございますので、むしろ私たちは、従来勧告とか助言とかというふうなところでその設置を指導してまいつたところを行政命令というふうなことに変えて、直ちに命令というふうなことで指導するというところにいたしますので、実際から見ますと、むしろこのほうが従来よりもある意味では非常に強化されてきたと私は判断しておるわけでございます。

○和田静夫君 ちょっととくどいようですけれども、いま私が申し述べたように、置かなきゃならないのです。置かなきゃならぬけれども、しかし、どっちも、置かずにあったところでのうちに指導してくれるんだと。指導してくれるまではそんなめんどくさいことは考えません。いままでは、厳格にいけば、そこですぐましかす罰則を適用するということはあり得ないにしても、罰則というものを背景にしながら、いつ幾日まであなたはやらなかつた場合には罰則ですよということになります。今度の場合は、もう一ぺん命令を出して、そして一定の距離をおいて、言われるとおり置くことが大切なんだからそこに重点を置くと言われますが、罰則を背景にしても置か

ずにするずのときたものが、時間的余裕を与えれば、そこにゆるみが出ませんか。どうもそういうことに運用のほうではなつていくような気がしますがね。

○政府委員(降矢敬義君) 確かにそういう御心配がないとは言えないと思ひますが、実はこの規定が置かれましてから相当の年月がたつておるわけでございます。にもかかわらず、たとえば先般の水戸の中央ビルというふうなところにおいては、複合ビルではございませうけれども、そういう管理者がいなかった。この法改正が通過する前にございしても、従来、口頭で指導をしたり、あるいは期限をつけずに、置くことが必要であるので置くように要望するというような文書でやつておるのが通例でございまして、したがつて、それは結局いま言つたような相手方の出方によつてはきつめて弱いものになつてまいりますので、むしろ今度の命令には期限もつけ、そして置かせるというふうなことにいたしますと、構成要件もきつめて明確でありまして、こうすればむしろ私たちは実際の運用とマッチしながら、実際の結果としてはこちらの改正のほうが結局置かせるようになるという判断をしておるわけでございまして、結局、何回も繰り返すようではございませうけれども、先生御指摘のような危惧は全くないかといへば、あるいはちよつと時間的なズレが生じますけれども、最終の担保として見れば、今回の改正のほうははるかに私はベターだといふふうに考えておるわけでございします。

○和田静夫君 なお、私が述べたような趣旨でも疑問は残り続けますから、それは運用上十分考えてやつていただきたいと思ひますが、この間要求いたしました「七大都市の消防力一覽表」をいただきましたが、これを見ますと、化学車の配置について横浜が一八八、京都が三三三、神戸が一六〇と消防力基準をほとんど上回つておりますが、ポンプ自動車、はしご車それから人員の整備については、いずれも三〇〇から六〇〇台といふ低い充当率であります。大都市の著しい態様の

変化、すなわち社会変動というものが、これらの市当局者において消防行政に相当力を入れていてもなおその変化には対応できないといふことであるうと、一覽表を見て思ふのです。そのことは一面では大都市財政の苦しさをも示しておる。また反面、日本の代表的な都市ですら、こういう消防力の整備の状況であるといふことは、大都市周辺における人口急増都市などの消防力の整備といふものが著しく立ちおくれた状況にあるといふことを意味しているのではないかと思ふのです。人口急増市町村の消防の現況は一体どうなつておりますか。

○政府委員(降矢敬義君) 人口急増市町村の消防力でございますが、これは大都市周辺の市町村であります。これにつきましては、例の消防力の整備化といふものを逐次進めてまいつておりました。従来人口基準が十万であつたものをだんだん下げてまいりまして、最近三万以上の市町村といふものを一つのめどにして常備化をはかつておる。ところでございまして、そういう市町村におきましては、つまり常備体制としてひとつ消防体制を整えるということと同時に、午前中も御質疑がございましたが、消防団の力がある程度借りなければならぬものがございします。そういうものと合わせて逐次この常備力の向上をはかつてまいつておりますが、大体ここに書いてあります程度で、平均して申し上げますと、おそらく消防力といふのは基準に対して六割程度、現有勢力人員としては、現有施設に対しては約八割程度といふのが平均のところではなからうかと私たちは見ております。

○和田静夫君 そこで、人口急増都市については、たとえば学校用地の取得などで昭和四十六年度から既往の取得分またはこれから取得する分について補助制度などで特別な措置がとられることになるわけですが、これらの地域における公共施設の立ちおくれといふのは、ひとり学校だけじゃないわけですよ。したがつて、学校はもちろん一日もほつておくわけにはまいりません。焦眉の

問題ではあります。その他の公共施設の整備についても、これは引き続いて整備されなくてはならないのであります。消防だつてその例外ではないわけですから、消防庁としては学校用地取得などの問題にちなんでもという対策をお持ちなのか。それについて大臣としてはどういふふうに対応されようとするのか、御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 人口急増都市におきまして各種の社会資本の充実が必要であることは申すまでもございませうが、その代表的なものとして最もゆるがせにできないものとして、義務教育施設等について特別の配慮をいたしたわけであります。それが、それまで十分ではないといふこととございします。そこで、いま問題になつておりますこの消防の点でございしますが、もちろん人口急増都市——大都市につきましても、御請求による一覽表が出て、これを見ましても考えさせられるところがございます。そこで、従来、どちらかと申しますと、消防力の充実につきましてはマクロ的に全体的に大ざっぱに見ておつた傾向が強かつたと思ひます。私なども心配しながらやりましたその域を脱しなかつた。今後は、ここにあらわれましたとおり、大都市のみならず、衛星都市と申します。人口急増都市、あるいは石油コンビナート、あるいは旅館等の施設の集中的に集まつております遊覧地、温泉地、こういうふうなむしろミクロ的に見まして、各種の消防力の充実の程度をひとつ具体的に数字的にこまかく検討する必要があると思ひます。そして、それを全体的に五カ年計画とかあるいは十カ年計画といふふうな考えまして、数字に即してこれから充実をはかり、財政当局にもこれが充実、実現を迫る。またこれに対しては財源につきましても従来いろいろのことがいわれておりました。これもひとつ住民の福祉を考えなければならぬという新しい時代の政治及び行政に課せられた要請にかんがみまして、考え直すべき時期が来たと思ひます。入湯税等非常に好評をもつて増徴が迎えられておる

際でありまして、消防施設充実に關する目的税の創設あるいはこれが強化等を真剣に考慮すべき時代に來た。したがって、マクロ的に見ていたものをもう少しミクロ的に見直さなければいかぬという事を私は感じておる次第でございます。

○和田静夫君 この消防力の基準に対する消防の充足率というのは、全国的に見てあまり向上してないように思われるんですよ。いま答弁にありました。いろいろ苦慮されているようでありますが、長官、過去十年間ぐらいの充足率の推移、これはいまおわかりになりますか。

○政府委員(降矢敬義君) 消防力の過去十年間の推移であります。御案内のとおり、町村の合併その他いろいろ状況が推移しております。個々の市町村について、いまお手元に御配付したような資料をつくるということとはちょっと困難でございます。ただ、全国的に見ますと、先ほど申し上げたとおり、おそらく六割程度というのが現状だろうと考えております。

○和田静夫君 消防力基準の内容を改めるように検討されているという答弁が前の長官のときありましたのですが、その後どういうふうになつておりますか。

○政府委員(降矢敬義君) 消防力基準は、現在のものは三十六年に定められましたが、二つ問題が私はあるように思ひまして、検討されておるところでございます。一つは、消防の機材、ポンプ車、化学車その他にいたしましても、従来の性能に比較いたしまして数段進歩しております。低い水準の機材というものを前提にした一つの基準を考えたのは実は実情に即さないという問題がございます。それからもう一つは、市町村間の応援協定というものが全国的にかなり進んでまいりまして、一つの町村で守るほかに、応援によつて相互に補完をするという考えが進んでまいりました。したがって、そういうことを加味しなければいけませんし、また、たとえば東京都の中で考えましても、特別区の間に現在消防署がございますけれども、これが火事の場合に隣の区に起きたら行かないという体制になつておりません。当然応援に行つてあげてありまして、こういう点を加味いたしますと、いまの消防力基準というものが、そういう要素からは、当然いまの基準に比べればもう少し緩和をする必要がある。つまり、過大な要求をしておるような結果になつておるところがございます。その点、緩和をしなければならぬ。それから反面、都市におきましては、高層の建物とか地下街とか、あるいはまた反面、化学コンビナート地帯の造成その他がございまして、そういう地帯におきましては、むしろ時代に対応するために、従来の基準で考えられた以上の要素を機材に要求しなければなりません。そういう意味におきまして、化学消防車あるいはそれに伴う薬剤、こういうものについては、従来とは別な考え方強化をしていかなければならぬ要素がございまして、で、そういうことをあわせて考えまして、実は消防力の基準というものを検討しておるところでございます。もう一つは、私たちはこの消防はきわめて現場的な活動でございますから、したがつて、それを改正し直すにいたしまして、市町村の第一線で活動されておる方々、特に消防長の方々の御意見というものをこれに十分反映させなければいかぬという気持ちを強く持つておりまして、いまの申し上げたような観点から、ある程度——全国消防長会議という事実上の団体がございまして、そういう現地の消防長の方々の御意見を聞くというのをいまやっておりますところでございます。そういうことで、いずれもこれをもう少し今日の事態に即したものに改正をいたしたいというところで、せつかく検討中でございます。

○和田静夫君 検討中はこの前の検討中ですが、消防力基準も時勢の推移に従つてずつと変えていかなければならぬわけですね。ところがいまも検討中と言われて、作業はスローテンポです。何かそこに理由がございましてか。

○政府委員(降矢敬義君) これは実はなかなかむずかしい問題があるわけでございます。つまり、この前から先生の御議論もございましたが、

一つコンビナート地帯というものをかかえる町村について一体企業側の社会的責任というものをどこまで求めるのか。全部それを公設消防でまかなうとすればものすごい負担と人と施設を擁しななければならぬわけでございますが、そういうことは現実には言うべくしてあまり實際的ではない、そういうことになりまして、ある程度先般申し上げたように、自衛消防力の強化をはかるという問題を前提においていろいろ地帯の消防力を考えていきたい。

もう一つは、都市におきまして高層ビルができる、高層ビルができるにつれて、化学消防車、あるいははしご車というものをどんどんつくつていく、備えるのだといつても、これはまたきわめて現実的な意味で、むしろ、先般の建築基準法の改正におきましても、わが消防庁の意見を取り入れて、建物自体がそれぞれ防火的なしかけ、施設を十分備えるということによってそれ自体が防災に対処するという仕組みを考えたいわけでございます。したがつてそういう要素をどういう程度に取り入れたらよいのかということも検討の材料でございます。従来はそういう点は御案内のとおり実はあまり考えられておらないわけでございます。したがつてその辺が、現場の方々の御意見も十分に聞き、われわれもそれに即した検討をしなればならぬ、こういうことで、大体六カ月ぐらいすてにかかつておるのでございますが、そういうことをやらないうと、せつかくつくりまして、これは毎年改正していくわけにもまいりませんので、ある程度のめどとしてこれを考えていくことでございますので、もう少し時間をかけたいというところでございまして。

○和田静夫君 十年くらい前の白書を見ますと、消防力基準の比較であるとか、あるいは数値とか、いろいろな形のものがある。数値の比較表とか、いろいろ出ております。ところが最近の白書ではそういう問題には触れられていませんね。何か理由がございましてか。

○政府委員(降矢敬義君) 私は特別の理由があるとは思いません。ただちょっと申し上げますと、消防ポンプ車というのはもう消防ポンプオンリーという考え方でありますし、化学消防車といえは要するに消火剤を出して油火災その他に対処する機能だけを考えた化学消防車という頭のものであります。私はそれはおかしいではないか。化学消防車でも、それは油火災でないときには水を出していく消火能力があるわけでございます。そうすれば当然化学消防車といふものと普通ポンプ車といふものの機能を考えればならぬのではないかと。たとえば消防ポンプ車は平均五七％になつておりますけれども、化学消防車は九五％、かりに半分の水を出す力を考えましても、相当の充足率になるのじゃないか。したがつて、そういう点が多少、従来三十六年程度に考えられた機材の性能というものがかなり変わつてきておりますので、そういう点を加味いたしますと、はたしていまの基準を前提にして消防力そのものをかなり低いものとして評価するのが適當かどうかということについては、私自身はしろろとながらかなり疑問を持っております。そういう点も実は専門家のほうにもう少し詳しく検討をしてくれ、機能それ自体が非常に変わつていっているんじゃないか、その部分をもう少し検討させたい。特に、いままで、昔あったというお話でございますが、特にその点を消防白書から意識的に表を省いたというのではございせん、白書にも大体、先ほど御答弁申し上げたとおり、六割程度が基準に対しては充足しているんじゃないかというところも書いてはございまして、別に基準を全部並べて比較をするというやり方をあえてしなかつたについては、特別に他意はないものと考えております。

○和田静夫君 民間老朽社会福祉施設の改築整備計画の資料をいただきましたが、四十六年度までに補助金、それから融資の交付または貸し付けがこういう形で行なわれたわけですが、これらの資金を受けて改築を行つた施設の種類、その現存

の施設に対する改築の割合、これはどのくらいになりますか。

○政府委員(降矢敬義君) いま御質問ありました二点につきましては、私たちが手元に資料がございませんで、いずれ厚生省とお打ち合わせをいたしまして、厚生省のほうで作成をしてここに出版していただきたいと思います。

○和田静夫君 そうしたら同時に、これによって、いわゆるこの第三次計画によって一応一〇〇%の目標を達成するのかがどうか、それも明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 承知いたしました。

○和田静夫君 最後にしますが、自分の意思で自由に行動することができない人々の収容施設ですね。火災の危険からこれらの人々を守るためには、何といたしても建物の不燃化が私は必要だと思っております。また、それだけでは不十分で、火災の早期発見のための警報機の整備、あるいは避難するための誘導体制の確立、被収容者の身辺の技術機械の不燃化、消防機関との連絡の強化、あるいは、この前長官が述べられたように、ここで火がついた場合にどうなるか、同じような状態が収容施設でも起こり得るわけで、火がつけば黒い煙が出て前も見えなくなるというような建物などに対する措置、あるいは消火機器の配置などの特段の配慮をなさる必要があると思ふんです、本人たちは何といたしても自分で判断をする能力に欠けますから。そういう意味で、消防庁は自治体消防に對して多くの指導を必要とすると思ふんですが、その指導、助言をどういうふうに行うていらっしゃるんですか。

○政府委員(降矢敬義君) これは、四十五年の両毛病院の火災、あるいは有馬観光ホテルの火災等を契機にいたしまして、実は会議を招集をいたして、いま御質問がありましたようなことについて具体的にいろいろ指示をいたしました。と同時に、厚生省と一緒にしまして、消防庁それから県の建築関係、衛生関係の方々とともに、こういう施設についての点検をやらせまして、そういう

不備な点を改善をする、こういうことでありますし、さらに、厚生省関係におきましてはこのための必要な資金の融資ということについて特別の配慮をしてもらってやるわけでございます。そういうことにおいて、また消防学校及び消防大学校におきまして、病院、旅館、そういう特殊な施設あるいは社会福祉施設、こういうものに対するいま申し上げたような特別の教育といえますが、訓練の重点事項というふうなものに追加しまして、具体的な施設ごとにその状況に応じた防火体制、特に私たちは先般申し上げたとおり、こういう人たちの身の大切を考えますと、早期発見、早期避難が一番大事なことでありまして、これを中心に具体的に会議その他において指示をしてまいたわけでございます。もとより作文による具体的な項目をあげた通知、通達等も出してあるところでございますけれども、むしろ現場的な教育、あるいは会議等を通して具体的に指示をしているというのが、いままでの状況でございます。

○委員長(若林正武君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(若林正武君) 速記を起して。

○藤原房雄君 消防法の一部改正の法案の審議に入ります。まあ、前回の災害対策特別委員会、それからまた前の当委員会においても、火災問題についてはいろいろお聞きしましたので、二、三の問題について考え方を聞きしたいと思ふます。まず最初に、非常に最近火災が年々ふえておる。これだけの多くの火災を未然に防がんとする、こういう趣旨のもとに消防法の一部改正という法の一部の修正をし、それに対処しようということであると思ふのでありますが、高度経済成長におきまして、危険物の施設とか構造とか地下街とか、ほんとに社会の急激な発展によりまして様相が変わっております。大局的に見ますと、いろいろな統計がございしますが、去年の消防白書によりまして、火災は九分に一件といいますが、毎日百五十六件火災が起きておる。それから一日二

十九人の死傷者、一日の財産二億というのですから、ほんとにこれはたいへんなことだと思ふます。これに対して真剣に取り組む姿勢というのはどうしても必要だと思ふのでありますが、貴重な財産、人命を失う火災に對しまして、最初にお伺いしたいことは、今回の消防法の改正はまあ抜本的なものではなくして事態に即応した改正である、こう思ふのでありますが、年々火災がふえ、損害額がふえておる現状からいたしまして、こういう状態ではなくしてもつと根本的にあらためなきゃならぬ時期にきているんじゃないかと思ふますが、こういう問題につきまして、いろいろ年次計画とかいろいろ根本的な改正というものがつきましてお考えがあるかどうか、またそういう問題についてはどのようにお考えになつておるか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 御指摘のように、年々火災がふえ、死傷者もふえていくことは残念なことでありまして、消防法の抜本的な改正ということになりますと、体制の問題からおそらく議論があると思ふますが、私たちは現在の消防の体制、市町村を中心とした消防の体制というものは少しも変える必要がない。これは私は、消防というものは最も現場における具体活動でありまして、近くにおつてそれに対処する以外にこういう防災というものはやりようがないわけであります。そうすれば、一番身近な市町村において、常備体制として、ある機材と人員というものを備えておくことが最も望ましいのであります。これをどうするかという考えは少しもありません。そこで、そういう前提に立って現在の火災の状況に對して消防法を基本的に変えるところがあるかどうかという問題になると思ふますが、これはむしろ御案内のとおり、通常の建築火災につきましては、従来消防法を改正いたしまして今日の姿で対処し得ると思つております。要は、大体八割までが建物火災の元を各人が注意をするということが大前提でありまして、この点は制度をいかに改正してもど

うにも対処しようのないところでございます。したがって私は、通常の火災の問題については別に抜本的に改正する必要は考えておりません。問題は、御指摘がありましたように、新しい建築、新しい地下街、こういうものに対しまして、どういうふうに対処していくか、こういう問題が実は新しい問題だらうと思ふます。この点につきましても、先般の建築基準法の改正におきましても、相当大幅な防火体制を施設の中に取り入れたわけでございます。で、したがって、その面からいたしますと、現在の段階でさらにこの基本的な見直しをしなければならぬだろうかということになりますと、私はその点はまだその必要はないだろうという気がいたしております。もとより、反面公設消防自体の問題につきましては、実は先ほどからいろいろ御議論ありますように、新しい機材、新しい活動体制というものを確保するためには、これは実は法律そのものの改正よりも、消防力の基準の改正とか、あるいは団員の処遇改善とか、あるいは機材のための財政措置を強化することによってむしろ対処し得るのではないかと気がいたしております。残された問題は、実は危険物にあるだろうと思ふます。で、危険物の取り締まりにつきましては、今般の改正で、第四類、つまり石油類を中心としたものにある程度整理を加えまして、これは私は消防審議会の答申並びに業界の見解も十分に参照して、新しいものを一々法律にあげていくのでは石油類の危険物に對処できないというところから、今回一括的な名称でそれをつくって、いつでも新しいものに對処し得る状態にしたわけでございます。この点は、従来の危険物行政から見ますと、きわめて、私から言わせていただきますれば抜本的な改正に近いものであります。考え方としては、要するに個別名称をあげるといふものを性狀でくくってどんどん新しいものに對処し得る、それから非常に危険なものにつきましては特殊引火物という名称のもとに従来以上に規制をする、これは危険物行政としては非常に前進だろうと思ふます。なおそのほかに、危険物

については、御案内のとおり六類まであります
が、この点は若干今後検討して、あるいは改正を
し、規制を強化する面ができてくるだろうと思
いますが、これは私は先ほど抜本的な改正かどう
かということにつきましては、それほど大きな抜
本的なものにはならないのではなからうか、こ
ういふ感じで消防制度について考えているところ
でございます。

○藤原房雄君　法はすべてではございませんので、法律によつて火災を防げるとは、こうは私も簡単に思つておりませんが、いずれにしましても、このように非常に年々急増するといひますか、ふえつつある火災、人命それから財産の焼失

という、こういう問題につきまして静かに考えてみるところ、どこに、どうすればこれを下降線をたどらせるようなことができるかと、こういう点を考えるわけがありますが、一体法に不備な点があるのか、現在のこの法はありながらも消防力なかりまたいろいろな、いま長官も仰せになった物事一つ一つを検討して、そういう点に不備な点があるのか、まず大きな観点からいろいろそういう点を考えてみたわけがありますが、抜本的な改正ということに当たるか、洗い直すというのか、時代の非常な急激な変化の中にあるわけでありますから、時代に即応したものに考え直す必要があるのではないかと、こういう考えで先ほども申し上げたわけでありますが、確かに今回のこの法案はある点では一歩前進という、こういう感じもするわけでありますが、この火災の問題にしまして、消火に重点を置くか、予防に重点を置くか、こういう点からいろいろなことが言えると思うのであります。いづれにしても、火災原因というもののが非常に人為的なものが多いという、こういうことからしまして、器具の装備等について万全を期することともに、やはりある程度教育といえますか、こういうものも必要じゃないかと思ひます。

二十八日から予防週間が始まるということですが、これも年々回を重ねてまいりますと、

どうしてもマンネリ化する、こういうことから
 こういう問題についても新鮮さを持たせるとい
 う、こういう配慮も必要だろうと思えますし、そ
 ういうあらゆる角度からいろいろ検討してみた
 い、そしてまた是が非でも火災を何らかの形で減
 少する方向に持っていきたいものだと、こう念願
 するわけがあります。いまもちよつと申し上げた
 のですが、この年々行なわれます火災予防週間と
 いう今度の二十八日から行なわれますものは、ど
 ういう趣旨で、どの点にポイントを置き、現在の
 こういう多様化する火災、社会の中にあつてPR
 をしようとしておるのか、まず、この点ひとつ
 お聞きます。

○政府議員(降次敬義君) いまお話がありましたように、われわれも何とか火災の減少、死傷者の減少を念願しているわけでございます。そういう意味におきまして、いま御指摘のありました防火教育といいますが、防災教育というものは、実は行政局のほうでやっておられますコミュニケーション活動の中にこの防災活動というものを何とか取り入れられぬかということで、行政局のほうでも検討をし、私のほうでも検討をしておるところでございます。いまして、現在、御案内のとおり、婦人防火クラブとかがあるいは少年防火クラブというのが全国的に相当多数ございますが、こういうものを核にして何とか地域的なものとしての防災を確立できないだらうかと、こういうことを一つの念願としておるところでございます。

なお、御指摘の防火週間はこの二十八日から来月の十三日まで行なうわけでございますが、その重点事項として、地域ぐるみの防火総点検ということが一つございます。

その次には、何といいたしてもたばこによる火災が非常に多くございますので、たばこの投げ捨てと寝たばこの防止ということを一つのテーマにしております。で、寝たばこにつきましては、最新の事例で私が聞きましたのは、敷布がわずかに

十センチ平方ぐらい焦げているだけで死亡している例があるそうでございます。それはその製品

が、先ほどから御案内のビニールというが、石油製品の繊維でございまして、そこから出る一酸化炭素がちょうど寝ているときに鼻の上を通るといふふうなぐあいだ、寝たばこによる火災並びに死傷というものが多いようであります。何といいましても、たばこによる火災が非常に多いのでございまして、この点を一つのテーマに取り上げていただく。

その次は、就寝時、外出時の火の元の点検を固
行する。これは当然なことではありますが、やはり
習慣づけるといふ意味で今回も取り上げたわけ
でございます。

それからもう一つ、旅館、百貨店、映画館等における防火訓練、これをこの期間にぜひやる。特

にその場合には早期発見と早期避難に重点を置くということもやらせております。なお、申しおくれましたが、いまのたばこのところで申し上げましたように、最近の事例にかんがみまして、さらに予防課長の名前で、火災の早期発見と早期避難ということをいまの煙とガスの問題として取り上げて、この点を重点に現在の広報媒体、特にテレビを梃が相当活用しておりますので、これを使ってこの点を十分徹底するように特別な指示を出しておるところでございます。

それからその次に車両火災とそれから林野火災の防止というのが一つのテーマでございます。

大きなリーダーとして、はなから「何をやらせよう」と
まして今回の防火週間の重点事項といたしたい
と、こういうことで現在準備をさせておるところ
でございます。

○藤原房雄君 このたびのこの法改正の中で危険物の品名の整理やまたは指定数量の合理化というこの点はよろしいかと思うのですが、次の危険物取扱者制度の整備、これは過日もいろいろ議論のあったところでありますが、最初の話に戻るわけでございますが、法の改正は必要ないということなんですが、じゃあしからば何をどう充実させる

というか、整備することによって火災を防ぐことができるかと、こういうことになるわけですが、

その点で、この危険物の取り扱いということが非常に大事なことになると思うのですが、今度はこの危険物の取扱者の制度を変えたわけですが、今回の改正で三種の危険物取扱者制度というものを設けることになりましたけれども、これは薪炭業者などが供給しているといいますが、どのくらいの数量のたとえば灯油等を販売している人についてはこれが適用されることになりませんか。

と、灯油は第二石油類でございますので、指定数量としてそれ以上扱うものは五百リットルでございますので、大体ドラムかん二つ程度でございます。

○藤原房雄君 それから この資格試験がなかなかあるわけですが、この資格をとりますと、一度この資格をとると、そのあとには講習とかまたは何か新しい時代に即応したことで教育とか何かする、という制度は現在ないのですか、どうですか。

○政府委員(降矢敏義君) 現在は制度的にはございません。実際はやっておりませんが、制度的にはございません。で、今回、その制度をつくることにいたしました。

○藤原房雄君　とういう形で行なうか。それをちよつとお聞きしておきたい。

まとしての講習は、一つは都道府県知事が行なう講習を考へております。しかしそれでは足りないで、消防本部を置く市町村においてもこれをやる

ようにしております。それからもう一つは、危険物保安協会というものが法人の形で各地に設立されておりますので、そういうものを指定をして、保安協会等を通じてその講習を行なうようにさせるということを考えております。

○藤原房雄君　それから、タンク・ローリによる危険物の輸送監視という、これもまことに時宜に

かなったことだと思います。最近は何んとうにわれわれの身近に危険なものがしゅちゅう横行し

ておるといふ、こういうときでありますから、必要なことだと思つてありますが、この危険物取扱者を必ず乗車させることになるということ、これも実は大事なことだと思つてます。これも今度は試験で、まあなるべく運転者の人に資格を取らせるようにするといふ、こういう配慮をいたしたわけでありまして、現在のことをよく私もわからないうのですが、こういう危険物を輸送する場合に、危険物を表示をするといふことになっておると思ふます。それはよく見かけるわけですが、どういふ路線を、どういふ路線を通過して目的地に行くかといふ、そういうことについての報告義務とか、こういうのはあるのですか。

○政府委員(降矢敬義君) 現在そういう路線指定あるいは報告義務といふものはございせん。

○藤原房雄君 実際その資格を持った人が一人、運転手がその取扱責任者といふようになってゐるわけですが、荷を積み、またはおろす、そこが一番あふないことになるわけですが、しかししばしば社会問題になっておるわけは、輸送途中においても問題が起きておるわけでありまして。最近是非常に危険なものもございまして、そういうことからいいますと、通過経路といふものをあらかじめこれを報告し、関係の消防署または本部等においてはその相応の準備をするといふことか、そういうことを事前に察知するといふことは大事なことじゃないかと思ふますけれども、事件が起きてからでは間に合わないことでもありますし、また通過経路といふものもそうあちこち変わるのじゃないか、大体きまつておることじゃないかと思ふます。いまパイプライン等いろいろありますが、考えられておるようでもありますけれども、現時点において、タンク・ローリが危険物を輸送するといふ、こういうときには、あらかじめ消防署、関係のところ、どういふ路線をどういふものが通るかといふ、こういう事前の報告をキャッチし、まあそういう体制を整えるといふ、こういう必要性があるのじゃないかといふふうに考へるのですか、この点はどうですか。

○政府委員(降矢敬義君) 路上における危険物の安全輸送といふ問題は、ひとりでタンク・ローリの問題だけじゃございせん、劇毒物とか、あるいは高圧ガスとか、あるいはいまの危険物とかいろいろなものがある。現在タンク・ローリ式のものによつて運搬されておる。この点については、実は御指摘のような問題がありまして、われわれは総理府にありますが中央交通安全対策会議といふところにおいて、厚生省あるいは運輸省、通産省、それから消防庁あるいは建設省といふところがいろいろ入りまして、その路上における危険物の安全輸送についての対策を何か立てなければいかぬといふことで寄り寄り相談をしておるところでございまして。その中に、御指摘のような、たとえば危険物の輸送といふものにつきましては路線を指定するといふような問題も具体的にどういふふうにしてほしいのかといふような議論も当然あるわけではございまして、逆に言えば、通つて悪い道路といふものをどうするか、あるいは住宅が密集している狭い道路といふようなところをどういふふうにして制限したいかといふような問題も含まれて、当然御指摘のようなことについてわれわれとして検討を進めておるところでございまして、できるだけ早く何らかのことがこの手を打つといふことが必要ではないかといふふうにお考へておるところでございまして。

○藤原房雄君 まあ簡単なものですが、長い柱とか鉄骨とか、こういうものを輸送するときでも、警察に、赤い旗を立てておつてどこを通過するといふ報告をするわけですね。こういう義務があることになっておるわけですから、現在では資格のない人が運転しておつた、今度は一歩前進して危険物取扱者の方が乗車する、こういう資格の人が乗るということでもありますけれども、やはりこれはこういう通過経路をまあ指定する、制限する、こういうことも伴つてくると思ふますけれども、報告させる、報告を義務づけるという、またそれに対して消防関係当局としても事前にどこをどういふものが通るといふことを察知するといふことは、これは必要だと思ふのでございまして。いまいろいろお話ございましたので前向きに検討してあるようにありますので、早急に、大きな事件のないうちにこういう問題を進めてもらいたいと思ふます。

次は防火管理といふことで、防火管理者の選任といふことも、過日もきょうもいろいろ議論になっております。法的にはいろいろ取り定めがございまして、この法律がなかなか生きていないといふこと、早い話が、国会ですね。国会もそうですし議員会館もそうですが、私もこつちへまいりましたもう三年になるわけですから、あれが防火管理者になつてゐるのか、責任者になつてゐるのか実際わからないわけですね。わかなくてもいいのかわかりません。しかし、いまここで火事があつたらどこからどうしていいのかわからないわけですね。長官が案内してくればそのしろろについていきますよ。なかなかこれは実際の問題としてそういうことはきめることになつておつて、きまつておるところ、きまつてないところ、またそれが周知徹底しているかどうかといふことになりまして、なかなかこれはむずかしい問題だと思ふます。そういうことで、最初にお聞きしたいのは、いままで消防庁としてもこういう法律のもとに防火管理者を選任するといふことになつておつたわけでありまして、該当する防火管理者を置かなければならないところで防火管理者を置いてなかつたところがどのくらいあつたのか、これまでもいろいろな統計や何かでおつかみになつておつたらお知らせしたいと思ふます。

○政府委員(降矢敬義君) 全国的にそういう調査を実はしたことがございせんので、どのくらい置いていないのかといふことは承知しておりません。

○藤原房雄君 すると、局部的にでも、全部でなくともどこかの町または村、または抽出して調べた結果がございまして。

○政府委員(降矢敬義君) 防火対象物の施設の数は、四十五年四月一日で三十四万五千でございまして。しかし、このうちどのくらいどうなのかといふことについて抽出調査もいままでしたことがないといふのでございまして、その点は承知しておりません。

○藤原房雄君 そこあたりが大体問題だと思ふのです。まあおそらくこの法に定められたように防火管理者を選任してないところが相当あるのではないかと思ふます。しかし、実際火災になつて、そういう選任されてなかつたといふことがはつきりしてゐる。過日の火災のときにも、大きな火災があつてそういうことがわかつた。これではならないんで、先ほど一番最初に、長官は、法の抜本的な改正は必要ないだらうといふお話でありましたが、それならそれなりに、こういう問題をきちんとしなければならぬのではないかと思ふます。今度は、選任してないところについて選任を命ずるといふ、こういうことになつたわけでありまして。どのぐらい選任してないかといふこともわからずこれから始めるわけですから、防火管理者が防火計画といふものを立てることになつておるわけは、はたしてこの選任されている人がそういうなすべきことをきつとしてゐるかどうかといふことになりまして、これまた現実にはわれわれの想像も及ばない現況ではないかと思ふます。おそろしくいろいろなことについてもあまりお調べになつたことはないんでないかと思ふます。こういうことを一つ一つ考へてみますと、もつと火災予防といふことに対して真剣に取り組まなければならぬと思ふます。しかし、いま申し上げた防火管理者の選任すらも掌握してないといふことは、消防庁としてはやつぱりこういう体制についてきめのこまかい目が届かないような現況なのか。まあ、怠慢のためには私は思ひませんけれども人が足りないのか、そういうことに意が注がれていなかったのか、この辺はどうなんですか。

○政府委員(降矢敏義君)

実はこの問題については、私の考え方はいろいろございまして。冒頭申し上げたことと、市町村消防でありまして、それが、市町村消防の任務というところ、それから少なくとも現行の規定におきましては、何ものにも干渉せずに自分で全部責任を持ってやるというのが消防組織法にもわざわざ書いてある。にもかかわらず、査察をして、しかも発見をしても、置かせない、それを強制的にも置かせないで推移しているという事態が少なくとも水戸の中央ビルの火災においていみじくも発見された。それは三十九年から八回勧告しているにもかかわらず置かない。そのこと自体が一体市町村消防というたてまえから見ていいのか悪いのかというところは、私は、口では市町村消防と言いつつ、やうこと自体については必ずしもよくない、こういうことで、私はこの前の火事でも、おかしいではないか、そこが実はこの問題のポイントであると思っております。今度制度を改正いたしましたというところは、反面、市町村消防というものがそういう体制ではいられないことである。逆に言えば、そういう命令を出さなければいよいよおかしい、どうしても置かさなければならぬということとを反面義務づけたことにもなっております。ございまして、そういうことは、実は市町村消防、二十三年以来の歴史を持つ今日、はたしていいかどうかというところについては、基本的にいろいろ御議論があるところだと思えますけれども、そういうことをして、しかもおそろしく市町村消防としてやれるとすれば、規定の上で義務づけることとすれば、私はこれが限界じゃないかというふうに考えております。消防庁といたしまして、ああいう大きな火災がしばしば近年あるわけございまして、そのたびに、防火管理者の選任とこの管理者のもとにおける避難訓練というところについては、実は口をすっぱくして何回も会議を通じ、通達も何回も出しておるわけでございます。で、今回私も相当きつく言いました。それからもう一つは、防火管理者には、規定の上では消防計画の中

にあらゆるものが要求されております。非常に詳しい消防計画をつくることになっておりますが、私はそれは、規定は規定といたしまして、何に重点を置いて防火管理者というものが仕事をやるのかといえ、やはり早期発見、早期通報、避難、この三点じゃないか。設備のほうは建築基準のたてまえ、建築するとかからわれわれ注意をさせますし、また設備はある程度いふん普及いたしました。したがって問題は、残るのはいまの三点であります。ここを中心にして、私は、少なくとも防火管理者を置くよりな施設におきましては、年二回は避難訓練というものをせよというに個々の施設に因りて、市町村当局もその際応援をして、そういうことでこの大きな施設等についての災害というものを、事故というものを防止していく必要があるというところを先般も指示をいたしました。また最近におきまして、やはり私、数人の消防長にお会いいたしますと、やはりそういう気がなまして、そういう大きな施設については特に念入りの訓練をやるという態勢に変わってきておりますので、今後そういうしつけの方向でまいるものと考えておりますし、またわれわれもそういうことで指導してまいりたい、こう考えております。

○藤原房雄君 長官の意気込みはわかるわけですが、現実の問題は、いま水戸の火事等、またいろいろお話がございましたおりのようなわけでありまして、これは市町村消防ということで、その自主性にその責任をまかせるといふ、あまりそこを国がタッチするということとはやはり限界があるのだらうと思っておりますが、防火管理者というものは、現在は講習によって資格が得られることになっております。そのあと、その管理者が実際に何をどうするかというところは、一日、二日の講習では、実際は具体的な問題についてはいろいろわからないことがあるわけでありまして、それを実際にやる場合には相当やはりいろいろなものに自分がタッチしなければできないことだと思っております。これは管理者の資格を与える二日間の講習、そのあとにいろいろの訓練といいますが、指導といいますが、こういうことが非常に大事なことになってくると思っております。市町村で、市町村消防でも目が届かない。先ほどちよつと申し上げましたように、国会でもわれわれも実際、いまの消防庁長官のお話によりますと、年二回避難訓練をするといいますが、われわれ、実際避難訓練をやったことはないです。なかなか管理者の人の強い意思といいますが、また防火管理者の、ほんとうに何をどうするかということに対しての深い知識がなければできないという、こういうことから、資格をとったあとの形態というものが必要でありまして、そこに大きな欠陥があるんじゃないかと思っておりますが、それは現在までどういふふうによつてきたのか、またこれからどうしようというのか、その辺はいかがですか。

○政府委員(降矢敏義君) 現在まで市町村において講習をいたしますが、その際も業態別に実務の面で講習をする。たとえば具体の建物について、大体業種ごとに分けまして、こういう施設であればこういうような消防計画、こういうような消火設備、こういうような避難の経路というような実務的な講習を現在までもやってきたわけでございます。私は、今後ともそういう方法を継続するつもりでございます。私は、今後ともそういう方法を継続するつもりでございます。私は、今後ともそういう方法を継続するつもりでございます。

○藤原房雄君

そのようにございまして、年二回の避難訓練をする。そのときに消防署から避難訓練にタッチして、具体的なことは防火管理者にいろいろ指導するなりまた再教育をするということになるわけですか。

○政府委員(降矢敏義君) そのようでございます。そのきめた計画で避難訓練をするということ、実際は、いろいろな建築材にしましてまた危険物にしまして日進月歩でありますし、またきのうまでなかった建物が自分の家の前に建つと、こういうことで、いろいろ様子は変わってくるわけですね。ですから、私は、一度防火管理者の資格を得ると、そのあとは、消防署の方に来ていただいて実地にいろいろなことをやるのを見よう見まねで習っていればいいということではなくて、そのあとでやはりいろいろ講習とか再訓練とか、現場に即したいろいろな再教育ということが必要ではないかというふうに考えるわけですが、これも、こういう点は現在はやっております。

○藤原房雄君 そうですね、これから防火管理者の資格を得た人は、そういう面では今度きめこまかないろいろな指導を受け、訓練を受け、自分の責任を全うすることのできる、そういう立場になれるというところだと思っておりますが、現実には、仕事が忙しいとか、防火管理者としてそのことだけやっていくわけじゃないので、一年に一ぺんか二ぺんの講習では実際にそこにいけないということですね。そういうこともあって、実際は徹底してないというところが現状なんです。こういう点も踏まえて、選任、今度は消防機関が管理者を選任することを命ずることができるようになったのですが、それらの方々に對して、今度はどう教育をし、どうそれらの方々の資質を向上させるかという、こういうことになってくると思っております。現在はそのくらい管理者がいっぱいしかるかわかりませんが、今度は、各きめられたものには必ずこれを選任しなければならぬということになりますと、相当な数になりますので、そういう再教育といいますが、再訓練といいますが、資格を持った防火管理者の資質向上ということに相当計画的に事前に対処しておかなければ、ただ任命したけれども、その人たちは実際には何をどうするかという知識がない、または対処できないという、こんなことも起きてくるようになるのではないかと懸念するわけですが、このことについて、今後さら

に真剣な、そしてまた進んだ考え方で実施しなければならないと、こう思うのです。その点についてはいかがですか。

○政府委員(降矢敬義君) お説のとおりだと思ひます。

○藤原房雄君 それから、立ち入り検査のことですが、先ほどから長官もお話ししていますように、何といつても火を出さないということが大事だろうと思います。そのためには立ち入り検査といふことが非常に大事なことになるかと思ひます。また査察といふことでですね。しかし、實際聞くところによりますと、立ち入り検査は消防法の第四条でできるわけですが、やつても、そしてまた改善命令といひますか改善勧告、こういうことをしても、實際に消防署に言われたとおり改善していればいいのですけれども、往々に、大きな火事になったときに、消防署は注意したけれども直してなかつた、そのことのためにこういう大きな惨事を招いたということがよく報じられるわけですから、今日までいろいろなことを、立ち入り検査をして改善命令または勧告した、それがどのぐらい守られているか。この点はどうですか。

○政府委員(降矢敬義君) この点につきまして、手元にある資料によりますと、四十三年の有馬温泉の火災を契機にして温泉地、観光地の旅館、ホテルについて一斉点検をやりまして、そのときに改善命令を相当出してあります。その結果、約半年後の結果を見ますと、当時四割ちよつとぐらゐが改善されております。で、このときは、多少、電気火災報知設備とかその他のいろいろなものが新しく取り入れられたことをはさんだときでございまして、いま申し上げたような結果があります。さらにこれが今度、おそらく新しい資料では、相当、三月三十一日までに自動火災報知機その他のものをつけないければならぬことになっておりますので、その時点でもう一回調査をすれば、この改善は相当進んでおるものと、こういうふうに私は考えております。

○藤原房雄君 いまのお話ですと、大体四割ぐら
いということなのですが、それは、改善の指示の
内容によって、ものごとによりまして、緊急を要
すること、またすぐ急がなくてもよろしいものと
いろいろあるので、ただパーセントだけでは云々
できないと思うのですが、しかし人命にかかわ
り、しかも貴重な財産を焼失させる非常に大事な
問題で消防署が勧告した、または改善命令をした
ということについて、四割程度しか改善しない。
これは一体なぜそう実効があがらないのかという
ことを非常にふしぎに思うわけですけれども、た
だ法で縛るということではなくして、いろいろな
これは条件があるだろうと思うのですけれども、
こういう大事なことが実行されない、それはどこ
に問題があるのか。また消防庁としてはどうお考
えになっているのか。その点についてお聞きした
と思います。

○政府委員(降矢敬義君) 御指摘の疑問は私どもも同様に持ちました。で、一番端的な問題はやはり資金の問題ではなかろうかと、こういふふうに考えております。もちろん管理者、所有者の考え方もございますが、考え方が非常によくとも、直ちに、資金的な問題でこれを実施できないという事情もあるようでございます。この点につきましては、特に自動火災報知機その他につきましては、期限が三月三十一日に参りますので、昨年のは、十一月に、梟の融資措置あるいは補助その他とこかく財政的な援助措置といふものをぜひやってくれということをお願い申し上げまして、約二十数梟は特別な財政援助措置を考えておりまして、おそらく今度の追加予算ではもっといつているものと私は思いますが、と同時に、国のほうにおきましても、環境衛生公庫を中心に、特に火災予防施設に対する融資措置というものを強化していただきたましまして、これによってさらに促進できるものものと、こういふふうに考えているわけでございませう。

○藤原房雄君 もちろんこれは、資金の面は大きな問題だろうと思ひます。しかし、まあ焼けたと

きのことを考えると、これは何とかしようという——しなきゃならないことなんですから、それ相應の説得力といいますか、またそれを説得させるその担当者、こういう方の問題もあつて、ただ事務的に指摘したということでは事は済まないだろうと思います。まあこういうことにつきましても、せっかくそういう危険な問題が指摘されながら、それがうやむやになつて、そこからまた火事が出るなんという、こういうことがないように、こういう面のことにつきましてほんとうにきめこまかな対策といいますか、これが大事なことになるってかと思ひます。そういう点については、一そうひと御検討いだだきたいと思ひます。

それから、温泉、観光地等においては非常に死者が多いわけですね。最近では中高層ビル、こういうのも多くなつておりますし、建材等いろんなこともございまして、死者がふえておるといふことでございしますが、温泉、観光地、こゝしは新年早々大きな火事がございました。こういうことで、市町村消防でもやはりこの査察といふことに、つては意を注いでおることだと思ふのですけれども、実際はこういう多くの負傷者を出す火災が、絶えないという、こういう現況です。こういうことからいたしまして、査察にいたしましたも継続的にやはり続けてやらなければならぬと、こう思ふのですね。しかし、現地のいろんなお話を聞きますと、非常に人手が足りないとか、まあそういう、理屈ではわかるけれども現実にはなかなか行なえないような現況の中にあるわけですから、これも、これは灰になつてからあわてたんじゃしようがないことでありますから、こういう面の十分な効果のあがるような査察を続けなければなりません、こう思ふわけです。そしてまた、現在までいろんな火災の原因がございました。温泉、観光地における火災は何度かありました。いろんなケースがありまして、そういうことからおよそ考えられる問題点というのはおそらく幾つかあがつてゐるわけですね。こういうことからいたしまして、二度と同じ轍を踏まないという、こういうこと

で、査察に対して継続的に、しかも嚴重に行なう態勢というものをとりしてもがつつちりとやらなければいけないと、こう思うのです。こういう点について、現況、またこれからどういうふうになるお考えか、この点をお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(降次敏義君) 査察につきましては、従来からも計画的に定期的にやる。で、査察のポイントにつきましてもそれぞれ指示をいたしまして、いま御指摘のような方向でやらせるように指導をしておるわけでございます。その点は今後とも当然そういう態度で査察をやるということにさせております。問題は、査察後の一体始末を的確にやるかやらぬかということに問題がありそうでございます。で、何回も引例して恐縮でございますが、水戸の中央ビルの査察の結果につきまして、数回やりましたけれども、そのうちの一部分が改善されているにすぎないというところがございまして、したがって、われわれは先般来も、査察と同時にあとの追跡調査をさらに励行する。したがって計画的な査察の中には、査察と同時に査察結果の追跡というものを新たに重点の中に入れて、そしていま御指摘のような継続的な査察を今後も続けていくことがねらいでございます。

と同時に、新しいもの、新しい施設、新しい設備というものが建物の中に相当だんだん取り入れられてまいりますので、そういう点の予防、査察、予防員の教育という面につきましても、いわゆる再教育という意味で、消防大学校におきましてもこの点を重視しておりますし、また各府県の消防学校におきましても、教育面からの予防員の強化ということについても今後とも力を注いでいくつもりでございます。

○藤原房雄君 ぜひひとつ強力に進めていただきたいと思います。

まあ立ち入り検査にいたしましたしても査察にいたしまして、いろいろな設備の状況、またはいくつかの検査をするわけですね。その検査をするに

あたりまして、十分の検査器具、これは午前中千葉委員もお話ししておたのですけれども、検査器具がそろって、それで十分にあらゆる点から検査しているかどうか。また、その消防署員の方々がそろいもの人員的に不足があつたか、なかして十分の測定等がでないことがないかどうかという点、非常に危惧するわけですけれども、漏電計とか水圧測定器、また絶縁抵抗測定器とか自動火災報知設備検査器とか、そういうので検査するわけですが、そういうものがきちつと、まあこれは大都市、中都市、こういうところではもちろん完全だろうとは思ひますが、けれども、各消防署、それで特に温泉、観光地といわれるようなところでは、十分な消防署の態勢もないような山間僻地が多いのですけれども、こういうところで十分な測定器具があつて測定されているかどうかという点、非常に危惧するわけですが、こういうことについて消防庁としてお調べになつたことがございましょうか。

○説明員(永瀬章君) 御指摘の検査の用具の關係は、御指摘のよう、まあ大都市及び中都市程度では、器具はほとんど全部持つておると思ひます。また危険物関係、特にソリリンなどの可燃性のガスの漏洩を発見いたしますガス検知器と申しておりますが、この器具も、中都市以上の消防署では全部持つておるようでございます。

ただ、御指摘の温泉、観光地、しかもそれが消防防のみ地域につきましては、役場の職員で非常によく考へ方の整備されているところでは、いまのよう器具を持つておるところもございしますが、多くのところではまだ十分に持つていないようございします。で、この整備につきましては、極力そういう器具を持ちまして査察をやるようには県を通して指導はいたしておりますもの、なかなかその器具を使いこなすだけの人が得られないケースが多々ございしますので、これにつきましては、県に学校等がございしますので、県の指導で、

あるいる現実的には、実質的の立ち入り指導といましようか、県の人が行つてやり方を調べてやるといふ形で現在のところ補足している状態でございます。また、消防団単独の地域につきましては必ずしも十分でないようございします。

○藤原房雄君 いま御答弁いただきましたけれども、現実これに調べてみます、まあいろんな問題が出てくるのではないかと申します。こういうこととです、もう査察とか立ち入り検査とかいっていただきます、それ以前の問題でして、こういうことにつきましては、ひとつ鋭意整へられて、そして十分の検査のできるようになければならないと思ひます。この点につきましてひとつ全国状況といふものを総点検していただいて、大体いまま観光地または温泉地等における火災といふのは、あまり気もつかなくなつたところから起きているわけでありまして、また多くの人命を失うといふたいへんな悲惨な問題を起しているのではありませんので、こういう点をひとつ嚴重に調べていただきます、万全を期していただきますか。

○政府委員(降矢敏義君) この点につきましては、全く同じような考えを持つて心配しているところでございますが、これに対して実は消防の常備化といふものをやはり急速に進めなさいかねのであります、四十六年度も、関係の市町村では三百九十ぐらいの市町村が常備の体制に入るといふ計画を持つていま進んでおられます、こういうところで、常備職員を置くときに当然予防査察の人をその中に要員として抱えるわけでありまして、その点を通じてかなり私は前進すると思ひます。現在の常備化されているところでは、人口としては七六%近くまでおつておるわけでありまして、さらにそれが前進することとございします。で、いまの温泉、観光地の問題につきましても、この常備化することによってかなりの解決ができるものと、それでもどうしても残る残地域の問題がございします。そういうところに、非常に

山村の温泉地帯といふものにつきましては、やはり予防隊長が客えたような方向でどうしても対処しなければならぬと思ひます。

なお、一番最後に申されました器具の問題につきましては、一回私たちも全観光地を中心に調べてみたい、こう考えております。

○藤原房雄君 それから、いままでの大きな火災、特に温泉、観光地等における死傷者の多く出たところにつきましては、当然なすべき防火管理が選任されてなかつたとか、また改善命令が出ていながら改善しなかつたとか、こういうことが重なる、大きな事故になつてからわかるわけでありまして、それに伴ひまして、こういう大きな建築物ですと、新しい法ができて、それが施行されるということになります、おいそれと古い建物は新しいものには沿つていけない、こういう問題が出てきて、これは非常に防火上はどうかと思ひます。それで、消防法の中にも十七条の二ですか、既存防火対象物の特例、それから七条の三という特例が設けられているわけでありまして、この特例を設けられている趣旨といふのは、趣旨と言いますか法の精神といふのはどこにあるんですか。

○政府委員(降矢敏義君) 防火対象物に消防用器具の設置を義務づけたわけでございますが、その際、たとえば排煙設備とかあるいはスプリンクラーのように、建物の構造自体を相当直さなければならぬものにつけられないものがございます。そういうものにつけましては、この十七条の二というところで、一応除外例を特例として設けてあります。しかし簡単につけられるようなものについては、誘導灯その他の非常警報設備とか自動火災報知設備とか、こういうものについては、御案内のように既存の建物につきましても適及をいたすわけでございます。したがつて、当該建物について増設等の工事が行なわれる際には、既存の建物と同様に消防用設備、自動火災報知機、スプリンクラー等の設置を義務づける、こういうわけでありまして十七条の二が規定されたわけでございます。

○藤原房雄君 それはまことに親切丁寧なことだと思ひますが、防火上それでいいかどうかといふことになるわけですが、やはりそれは建築物を破壊しなければならぬようなことではこれはたいへんだと思ひます。それから、しかし相当地効果のある消火施設といふものを、それにかゝる何らかのものをまず義務づける、といふか、そういうことは当然だろうと思ひますが、そういうことについては、これらのものを中には明示されてないわけですが、これらのものを中につけてはどうなんでしょうか。まあスプリンクラーのようなものをつけられればよろしいわけですが、そうするためには建築物をいためてしまふといふ、不可能だといふことであれば、それに匹敵するものを、やはり強力な消火施設、現在はいろいろなものがあるわけですが、その法のとおりに新しい建築物に備へなければならぬものを、そのまゝはつけられないとしても、それに相応する、それに匹敵するものとして、消火力の強力なものを義務づけるという必要性があると思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(降矢敏義君) たとえば電気火災警報機あるいは避難器具、それから早期に知らせるための非常警報設備、あるいは消火器具、こういうものについてはさかのぼつたわけですが、先ほど申し上げましたようにスプリンクラー等については、相当の配管工事までも要するものがございますので、さかのぼることをやめまして、増設のときにやるというふうにしたわけでございます。問題は、結局早期発見と早期避難といふことの二点に中心を置きますと、いま申し上げましたような器具は適及適用をしてこれの設置を義務づけたわけでございます。

○藤原房雄君 午前中の千葉委員の話にもいろいろと出たんですけれども、火災の場合に、原因不明というのが案外多いわけですね。それは、長官は焼けてしまったあとに原因をさがすというのはなかなかたいへんだといふ、それはわれわれもわかるわけなんですけれども、まあこの前、葉

山の御用邸の火事のときにも、ニコロム線が落ちていたのがきめ手だというところから犯人が見つかつたというふうなことで、なかなか現実というものは、私もはつきり原因を追及するということとはむずかしいと思うのですけれども、大都市においては、原因追及という点については相当科学的にできるようにしておるという話も聞いておるわけですが、いろいろな研究の結果、たとえ焼けたあとといえども、その究明というものは非常に詳細に追及できる体制が現在整つておるというのを聞いておるわけですが、中小都市または山間僻地のほうに行きますと、そういう点はなかなかそういう技術的な面でおくれておる、こういうことで、原因不明ということが大きなパーセンテージを占めてゐるのではないかと思ふんです。特に最近では学校火災も非常に多くて、学校火災等においては、大体はこの原因不明ということで、捜査中で終わつてしまふわけですが、これも、こういうことから、原因の徹底的な調査があつてこそ今後の万全の対策が講じられると、こう思ふわけですが、それがみんな焼けてしまつてあとかたもなくするので原因がわからないのだというふうなことで、次に對する対策も生まれてこない、こういう点から、中央における非常に科学的に発達した原因調査というものがやはり各市町村においてもそういう体制が完備されてなければならぬ。ところが現実には、やはり地方に行きますと、そういう体制が非常に弱いという、こういうことをよく聞くわけですが、こういう点は非常にこれに力を入れて、原因の究明、徹底した調査という、こういう体制をとらなければ、同じようなことをやれば年々繰り返して行くのではないかと、こういうふうな考えのわけですが、今日までの現況と、これから對する長官の考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(降矢敬義君) 原因不明というものが非常に多いように感じられますが、実際は、先ほど申しましたように多くは失火というものによつて、大体八二%でありまして、四十四年について見ますと、不明というものは約八・六%、五万六千件のうち四千八百件ぐらいであります。また発火源のほうから見まして不明というのが九・八%、一割程度でございます。しかしながら、いまお話のありましたように、確かに原因が不明のままに迷宮入りをする、そうすれば、あとの対策上いろいろな教訓を得るものについても必ずしもいい教訓を得がたいという問題があるわけでございます。したがつて、われわれといたしましては消防研究所等において出火原因の把握、こういう問題についても従来も研究してゐるようでございますし、いまのような骨子で、われわれとして不明という件数を少なくするように当然努力しなければならぬ、こう思つております。

○藤原房雄君 そういう点で、いろいろなケースをもととして市町村に對して強力な指導といひますか、そういう体制というものをひとつ十分に検討していただきたいと思ひます。このように先ほどの検査器具の問題とか、それから原因追及の問題、また消防力の充當率という、こういうことかいらいたしまして、中央と地方、さらにまた基準が定められていながら現在あるもの、こういう比率を見ますと非常にアンバランスがあるわけですね。充當率等を見ますと、平均すると八割台だといふ長官の先ほどのお話だったのですけれども、この基準というものがきびしい状況なのか、守られなくてもいいのか、こゝまではどうしてもしなけれはならないのか、こういう疑問も出てくるわけなんです。これはなかなかむずかしい問題でありまして、火災はいつもあるわけではございませんが、一たん緩急あるときに十分な対応策が講じられればいいわけですからあれなんですけれども、その点むずかしい問題だと思ふんですが、しかし私もから考えますと、それは予算のことやいろいろなことがからんでますので一がいにはいえないと思ひますが、七大都市に限つて見ても非常に充當率が低いという、こういうことではないのか、基準が非常に高過ぎるのかどうなのかとい

う、非常に単純かもしれませんが、こういう疑問を持つわけですが、そういう点についてひとつどのようにお考えになつていらつしやるか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(降矢敬義君) いまの基準につきましては、三十六年に制定されました、一面には非常に基準が高いという面があります。それは先ほど申し上げましたとおり、性能の高い機材が開発されたにもかかわらずある程度古い機材を前提にされておる、それから道路交通事情が非常によくなつて応援体制というものがかなり綿密に組まれておるにもかかわらず、応援体制というものを必ずしも一〇〇%評価をしていない、そういう意味では、いまの基準は高過ぎると私は考へております。反面、いまの都市の新しい建築、地下街、高層、こういうものの、あるいはコンビナート地帯の火災というものを考へますと、当時つくられたものとは外形、状況が一変してゐるにもかかわらず、当時の状況を前提としたものになつてゐますので、その点では少し甘いという感じがいたしておるわけでございます。反面、防火対象施設そのものにつきましても、防火能力、防災能力というものが相當高くなつてゐるにもかかわらず、その点の評価が必ずしも十分に取入れられていない、こういう意味では、總体的に私は高いのじゃない、こういう意味では、總体的に私は高いのじゃない、こう考へております。そういう意味では、先ほど申し上げましたとおり今度消防力の基準を改正したい、そういうものはできるだけ実情に合はしていききたい、こういうことで検討してゐるところでございます。

○藤原房雄君 消防白書にも、消防力を判定する場合の基準なるものは消防の施設と人員という、このようにいわれておりますが、非常に技術的にも日進月歩の昨今でありますから、いろいろな問題もあらうかと思ひますが、中央、地方、こういうことのパランス等を考へますといふいろいろな問題が出てきますけれども、そういう点についてはひとつ十分に検討していただきたい、万全の対策を講じていただきたい、こう思ひます。

○政府委員(降矢敬義君) 従来救急業務につきましては、たゞまへは、御案内のとおり人口を基準にして、人口三万以上の市町村というものをまず頭に置いて指定基準を考へておりました。多少、人口とそれから交通事故件数というものの基準の中にに入れておつたわけでございます。しかしながら、もとより人口も一つの要素でありますけれども、それと同時に交通事故件数が、道路の開通状況等からかなりふえてゐる市町村もあるわけでありまして、そういうところは当然救急業務として必要でありますし、またもう一つは、従来は市町村単位にものを考へておりましたが、消防力の整備、常備化というものがいふゆる広域市町村圏という構想の中で考へられております。そうしますと、従来のような基準ではいけないので、そういう全体をひつくるための広域町村を見た場合に、そこに交通事故件数なり、あるいは人口なり、あるいは救急病院なり、こういうものを考へて救急の義務実施を指定するといふことが必要になつてまいりました。そういうことをひつくるめまして、ただいま提案理由にもうたつておりますような表現を使つたわけでございます。

○藤原房雄君 この救急業務というものは、非常にスピード化が要求されるわけですね。でありますから、広域的な問題も当然ございまして、いろいろな問題が出てくるわけですが、このスピード化、そのためにはいろいろな施設が必要だろふと思ひますし、また最近は無線によつて、どこにいてもすぐ対処できるというこういう体制についていろいろな各市町村で検討してゐるようであ

ります。緊急指令センターというものを設けて、そして広域的に対処する体制をつくっておくこともございます。こういうことで、非常なことを実施するにあたりましては、財政的にたいへん措置をしなければならぬと思うのですが、本年はこの法改正によりまして、こういう合理化をはかる、それに対する十分な財政措置が講じられているかどうか、この点を非常に危惧するわけですが、その点はどうかお聞きしたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) この点につきましては、車について従来も補助を出しておりました、それが一点であります。

運営費自体につきましては、市町村の経常経費でございますので、これは市につきましては普通交付税で措置をする、町村につきましては、まだ全体的な普及がございませんので、特別交付税で経常費の措置をする、こういうことによつて財政的な裏づけをしております。

なお、救急業務を始める場合には庁舎の問題がございますので、これは大体市町村としては消防庁舎とあわせて庁舎のことを考えておりますので、この点については、先ほども申し上げましたとおり、建設費についての起債という意を用意をいたしまして、財政需要に対応したい、こう考えておるところでございます。

○藤原房雄君 ちよつと話が前に戻りますが、最近、建材によりましてたいへん死傷者が多く出ている。過日の北海道の美瑛の火災では、家の中はそう焼けていない、ふともそのままで、着たものもそのまま倒れておった。やつぱり一酸化炭素中毒による死亡ではないかというふうに報じられておりますが、新建材、具体的新建材のことになりまして、建設省、また通産省が関係してくるのだらうと思ひますが、消防庁としては、新建材についてはいろいろ研究なさつておられると思うのですが、これは現在どのようになつていらつしやるか、ちよつと現況をお聞きしたいと思ひますが、これは消防庁ではないのですか。

○政府委員(降矢敬義君) 私のところでは消防研究所で研究員がこのテーマについて研究もし、従来からいろいろなものに発表をしております。そういう意見は新建材を認定するための基準をつくる際には建設省並びに通産省に研究の成果を反映するように申し入れをしておりますし、また三者協議をして新建材の指定についての基準を作成すると、こういうことをやっております。

○藤原房雄君 ロスアンゼルスの大災害、大地震、それを教訓としていま大震災対策とか、そういうこともいろいろいわれております。実際、事が起きてからじゃしょうがないので、いろいろなことを想定して考えなければならぬ。そのことについてはいろいろな答申もなされて、いろいろな問題も提起されておられるようですが、これでは一番問題になるのは地下街のことだろうと思ひますね。それから多数の方が歩いておられますから、群衆心理といひますが、そういうものが作用してどういふことが起きるかかわからない、こういうことでは、消防庁としてもいろいろな検討はなさつておられると思ひますが、しかし、この排煙の施設とか照明の状況などというものは、これはほんとうにたいへんなことでして、去年の十一月ですとか、新宿の地下街で火災が燃えたというだけではない、へんな騒ぎがございました。こういうことから積極的に施設に対して行政指導しなさいかなんかといういろいろな問題が出てくるんじゃないかと思ひますが、法の上からこれをどうするかという規制の点につきましてはいろいろむずかしい問題もあるろうかと思ひますが、一口に言つてこの地下街の問題、現在のところどのようにお考えか、この考え方をひとつ聞きたいと思ひます。

○政府委員(降矢敬義君) 地下街の問題、地下街の火災の問題は、いまの消防活動としては一番むずかしい問題でありまして、煙とガス、暗黒といひますが、煙と暗黒の戦いと言われておられるようございまして、消防活動としても、現地の消防機関としても一番難渋するところでございます。

で、この点につきましては、建物自体の構造の中に排煙の処理とかあるいは避難道路の取りつけの状況とか、あるいは誘導装置としての掲示板、避難道路を標示する掲示板とか、あるいはもとより火災が起きた場合のスプリングローとか非常電源とか、あるいはおそろしく八重州口の地下街をあらうになつていただきたらこんな設備を設けておられるのかと思はれるほどの設備でございまして、で、消防、公設消防のほうでも、実はこの排煙車とか、あるいは照明等というものは、空気が呼吸器とかあるいは酸素呼吸器とか、こういうようないわゆる煙、ガスに対処して消火活動のできる装置も持つておられるわけでございます。おそろしくこの地下街につきましては、ありとあらゆる機械、器具というものが公設消防のほうで準備しておられるのでございまして、いわゆる地震時の、しかもあれが電源が切れて非常電源が動くその間におきまして、特に東京消防庁をはじめとして、地下街の概況もほとんどわかつておられますので、先般の新宿のちよつとしたばやを契機にいたしまして、さらに個々の地下街についての防火設備の点検をはじめとして、消防計画、特に避難計画、避難の問題を中心とした点検、再検討もあつた機会に始めております。いずれにいたしましても一番困難な問題でありますけれども、要はそういう事前の準備を万全にやつてこれに対処いたしたいというのがわれわれの気持ちでありますし、現地の消防機関においてもそういうかまえてこの問題に対処しているところでございます。

○藤原房雄君 どうかひとつ、これからまたいろいろな機会に議論になることと思ひますから、これはそれまでにしておきます。

最後に、先ほどの石油コンビナート、まあ石油基地ですね、こういうところの危険物の密集地域というふうな港湾が非常に多くなつておられるわけですが、こういうところの対策というものは十分であるかどうかということですが、こういう大きな石油基地等におきましては、市町村の消防機関だけでこれはどうしていき得ないことだと思ひます。それで、まあ会社による自衛消防ですが、そういうこともいわれているわけでありまして、いわゆる地域住民としては、やつぱり石油基地にたいするだけの十分な消防施設、消防力というものをもちたいという、まあそうでなくや会社にまかせるということもこれは当然なんですけれども、市としてやはりそれだけの強力な体制というものを当然備えるべきじゃないかと、それは当然なことだと思ひますが、しかしまあ石油基地があつて、そこから上がる石油関税等につきましては国が吸い上げる。膨大な石油基地をかかえて、それに対処するだけの消防力を備えるだけの財源がないということから、各市町村ではたいへんに悩んでおられるという、こういうことをしばしば聞くわけなんです。国や県には税金が入つても、実際にその石油基地の危険にさらされる市町村には何ら消防力を充実させるだけの資金がないというところで非常に悩んでおられるわけです。最近はどういう化学消火機とか、いろいろな危険物に対する対策といひますが、講じられておられるわけですが、これも、考えられ研究されているわけでありまして、現実にはそういう体制といひますが、各市町村に完備していないということから、地域住民はたいへん不安の中に生活しておられる。これは早急に消防庁としても、また港湾管理者といひますが、それだけの立場立場で万全の対策を講じなければならぬ、こう思ひます。それに、これは相当な財政援助といひますが、財政措置が必要だと思ひますけれども、この石油基地等につきましても、防火体制、また消防力強化といひますが、こういう点につきましても、これをいふこと、これからはなさんとすること、それをひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(降矢敬義君) 石油コンビナート地帯の防災対策、特に防火対策等につきましましてわれわれいま指導しておりますのは、消防審議会の答申に基づいて、石油コンビナート地

帯の防災対策ということで要綱をつくりました。それは地域防災会議というもののの中にコンビナート防災対策部会というものを新しくつくりまして、その部会でその現地に即した防災体制というものを練り直す。もちろんあるところもありますし、まだ十分でないところもございいますのでそういうところを練り直すということで、そこにいろんな機関の参加を求めるといふことで、県の地域防災の一環としてこの問題を取り上げる。したがって、市町村消防というサイドからだけでなく、県全体の地域防災というサイドからこの問題に対処することが適当である。したがって、今回予算措置におきまして、初めてではございますが、県におきましてコンビナート地区に防災資機材センターというものを設けまして、そうして防災、特にこのコンビナート地域において石油の流出とか火災とかいふものに對しまして必要な消火剤とかあるいはオイル・フェンスとか、そういう特殊な機材を県において備蓄をするという制度を今回新たに発足したわけでございます。したがって、県におきまして県地域の防災という面からこれに對処するというのを新しい施策として取り上げたわけでございます。同時に、この消防の問題として考えましても、一つは消防艇の問題であります。これは先般の横浜の「ていむす丸」の火災に對しまして、相当大きな消防艇でなければ十分な効果を發揮しないわけでございます。ところがこの点につきまして、実は港湾の管理あるいは船舶安全航行という面から見ますと、海上保安庁において相当部分を担当しておりますので、先般来からいろいろ話をしておりましたけれども、向こうでは消防艇につきまして相当大きな、つまり百トンから二百トン級ぐらいの消防艇を計画的に整備をする、それを中央港湾地帯のコンビナートに配置をするといふことの計画で事を進めております。それから市町村側におきましてももとよりあります。そう大きなものを持つといふよりも、運河とか、あるいは港湾から入ったところは

大きいものはとても入れませんので、五十トンとかあるいはせいぜい百トン以下の艇がある程度整備をしていく、今般も補助におきまして六隻を予定として計上しておるところでございます。その他消火薬剤あるいはオイル・フェンス等につきましても、これは市町村それからコンビナートの企業及び海上保安庁と協議をして、それぞれ全体として合わせて相当の威力を發揮するといふことで今後の整備をはかってまいりたい、こういうふうに考えておるところでございます。現在いづれにいたしまして、御指摘のようにまだまだ防災全体、地域防災という面から見ましても災害に對する力としては十分ではございませんので、いま申し上げたような方向で計画的にこれを整備していくというのが私たちの考えでございます。

○藤原房雄君 まあ概略今度の改正案につきましてお聞きしたい点はお聞きしたわけでありまして、最初の話に戻りますが、長官は法の技術的改正は必要ないだろうといふことでございましたが、それならそのようにひとつ、いま何点か指摘申し上げましたが、前向きに検討していただきまして、年々ふえつつある火災、また死者、これをひとつ防いでいただきたいと、とうとう人命また貴重な財産を損ずることのないように、この消防という大事な任務を全うしていただきたいと、このように要望するわけでありまして、まあ個々の問題につきましてははもとつとめこまかな配慮がなければならぬ。この法の問題だけではなない。実際問題として事態に即さないいろいろなことがあるようにございしますが、どうか前向きに検討いただきたいといふことを要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(若林正武君) 本案に對する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三三」とあるのは「二・〇九〇七六」と、同項第二号中「その仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第二条第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の六の上欄に掲げるものに對する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替へるものとする。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で、昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているもの又は昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについてそれぞれ準用する。この場合において、第一条第六項後段の規定を準用する。

第三条中「前三条」を「前各条」に改める

第三条の三の次に次の一条を加える。

(昭和四十六年度における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)

第三条の四 地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十五年十二月三十一日において現に支給されているものについては、昭和四十六年一月分以後、その額を、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三三」とあるのは「二・〇九〇七六」と、同項第二号中「その仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第二条第一項の規定により読み替えられたものの額で別表第一の六の上欄に掲げるものに對する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替へるものとする。

昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の

昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の

昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の

昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の

昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の

昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の

昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の

昭和四十六年一月分以後、その額を、第三条の

二 第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「一・九二八七六」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第三項の第三項の規定により読み替えられたもので別表第二の五の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

2 地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃業年金又は遺族年金で昭和四十六年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、第三項の第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「二・〇九〇七六」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第三項の第三項の規定により読み替えられたもので別表第二の六の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

3 第二項の第三項の規定は前二項の規定により年金額を改定する場合について、第三項の第二項の規定は前二項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。

第七條中「第三條の三」を「第三條の四」に改める。

附則第十條中「第五條の三」を「第五條の四」に改める。

別表第一の四の次に次の二表を加える。

別表第一の四の仮定給料年額	仮定給料年額
一六二、五〇〇円	一六五、八〇〇円
一六六、九〇〇	一七〇、四〇〇
一七〇、八〇〇	一七四、四〇〇

一七六、四〇〇	一八〇、〇〇〇
一七九、七〇〇	一八三、四〇〇
一八六、〇〇〇	一八九、八〇〇
一九五、〇〇〇	一九九、〇〇〇
二〇四、五〇〇	二〇八、七〇〇
二一三、七〇〇	二一八、一〇〇
二二二、三〇〇	二二七、九〇〇
二三三、六〇〇	二三七、四〇〇
二四二、一〇〇	二四七、一〇〇
二四八、二〇〇	二五三、三〇〇
二五四、一〇〇	二五九、四〇〇
二六一、〇〇〇	二六六、五〇〇
二七一、〇〇〇	二七六、六〇〇
二七九、四〇〇	二八五、二〇〇
二八七、四〇〇	二九三、四〇〇
二九七、〇〇〇	三〇三、一〇〇
三〇六、八〇〇	三一三、一〇〇
三一七、三〇〇	三二三、九〇〇
三二八、〇〇〇	三三四、八〇〇
三四一、四〇〇	三四八、四〇〇
三四九、六〇〇	三五六、九〇〇
三六〇、六〇〇	三六八、一〇〇
三七一、二〇〇	三七八、八〇〇
三九二、四〇〇	四〇〇、五〇〇
三九七、九〇〇	四〇六、一〇〇
四一四、〇〇〇	四二二、六〇〇
四三五、五〇〇	四四四、六〇〇
四五九、四〇〇	四六八、九〇〇
四七一、四〇〇	四八一、二〇〇
四八三、〇〇〇	四九三、〇〇〇
四九九、七〇〇	五一〇、〇〇〇
五〇九、三〇〇	五一九、八〇〇
五三七、六〇〇	五四八、七〇〇
五五一、六〇〇	五六三、〇〇〇
五五二、二〇〇	五七七、九〇〇
五九四、四〇〇	六〇六、七〇〇
六二二、九〇〇	六三五、八〇〇
六三〇、三〇〇	六四三、四〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつて別表第一の四の仮定給料年額が一六二、五〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・八八九六四分の一・九二八七六を乗じて得た額(その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを	六五三、八〇〇	六六七、三〇〇
	六八七、二〇〇	七〇一、四〇〇
	七二〇、三〇〇	七三五、二〇〇
	七四〇、七〇〇	七五六、〇〇〇
	七六〇、七〇〇	七七六、四〇〇
	八〇一、一〇〇	八一七、六〇〇
	八四一、五〇〇	八五八、九〇〇
	八四九、六〇〇	八六七、一〇〇
	八八一、六〇〇	八九九、九〇〇
	九二二、一〇〇	九四一、二〇〇
	九六二、七〇〇	九八二、六〇〇
	一、〇〇二、八〇〇	一、〇二三、五〇〇
	一、〇二八、一〇〇	一、〇四九、四〇〇
	一、〇五五、二〇〇	一、〇七七、〇〇〇
	一、〇七七、三〇〇	一、一三〇、二〇〇
	一、一五九、九〇〇	一、一八三、九〇〇
	一、一八六、四〇〇	一、二一〇、九〇〇
	一、二二二、〇〇〇	一、二三七、一〇〇
	一、二六四、二〇〇	一、二九〇、四〇〇
	一、二八八、一〇〇	一、三一四、八〇〇
	一、三一六、四〇〇	一、三四三、七〇〇
	一、三六八、七〇〇	一、三九七、〇〇〇
	一、四二五、六〇〇	一、四五五、一〇〇
	一、四五四、九〇〇	一、四八五、〇〇〇
	一、四八二、六〇〇	一、五一三、三〇〇
	一、五一一、七〇〇	一、五四三、〇〇〇
	一、五三九、八〇〇	一、五七一、六〇〇
	一、五九六、六〇〇	一、六二九、六〇〇
	一、六五三、四〇〇	一、六八七、六〇〇
	一、六八一、五〇〇	一、七一六、三〇〇
	一、七一〇、四〇〇	一、七四五、八〇〇

別表第一の六

切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。をこの表の仮定給料年額とする。

別表第一の四の仮定給料年額	仮定給料年額
一六二、五〇〇円	一七九、七〇〇円
一六六、九〇〇	一八四、七〇〇
一七〇、八〇〇	一九〇、〇〇〇
一七六、四〇〇	一九五、一〇〇
一七九、七〇〇	一九八、八〇〇
一八六、〇〇〇	二〇五、七〇〇
一九五、〇〇〇	二一五、七〇〇
二〇四、五〇〇	二二六、二〇〇
二一三、七〇〇	二三六、四〇〇
二二三、三〇〇	二四七、〇〇〇
二三一、六〇〇	二五七、三〇〇
二四二、一〇〇	二六七、九〇〇
二四八、二〇〇	二七四、六〇〇
二五四、一〇〇	二八一、二〇〇
二六一、〇〇〇	二八八、九〇〇
二七一、〇〇〇	二九九、八〇〇
二七九、四〇〇	三〇九、二〇〇
二八七、四〇〇	三一八、〇〇〇
二九七、〇〇〇	三二八、六〇〇
三〇六、八〇〇	三三九、四〇〇
三一七、三〇〇	三五一、一〇〇
三二八、〇〇〇	三六二、九〇〇
三四一、四〇〇	三七七、七〇〇
三四九、六〇〇	三八六、九〇〇
三六〇、六〇〇	三九九、〇〇〇
三七一、二〇〇	四一〇、六〇〇
三九二、四〇〇	四三四、一〇〇
三九七、九〇〇	四四〇、二〇〇
四一四、〇〇〇	四五八、一〇〇
四五九、四〇〇	四八一、九〇〇
	五〇八、三〇〇

四七一、四〇〇	五二一、六〇〇
四八三、〇〇〇	五三四、四〇〇
四九九、七〇〇	五五二、八〇〇
五〇九、三〇〇	五六三、五〇〇
五三七、六〇〇	五九四、八〇〇
五五一、六〇〇	六一〇、三〇〇
五六六、二〇〇	六二六、四〇〇
五九四、四〇〇	六五七、七〇〇
六二二、九〇〇	六八九、二〇〇
六三〇、三〇〇	六九七、四〇〇
六五三、八〇〇	七二三、四〇〇
六八七、二〇〇	七六〇、三〇〇
七二〇、三〇〇	七九七、〇〇〇
七四〇、七〇〇	八一五、五〇〇
七六〇、七〇〇	八四一、六〇〇
八〇一、一〇〇	八八六、三〇〇
八四一、五〇〇	九三一、〇〇〇
八四九、六〇〇	九三九、九〇〇
八八一、六〇〇	九七五、五〇〇
九二二、一〇〇	一、〇二〇、三〇〇
九六二、七〇〇	一、〇六五、一〇〇
一、〇〇二、八〇〇	一、一〇九、五〇〇
一、〇二八、一〇〇	一、一三七、五〇〇
一、〇五五、二〇〇	一、一六七、五〇〇
一、〇七三、三〇〇	一、二二五、一〇〇
一、一五九、九〇〇	一、二八三、三〇〇
一、一八六、四〇〇	一、三二一、六〇〇
一、二二二、〇〇〇	一、三四一、〇〇〇
一、二六四、二〇〇	一、三九八、八〇〇
一、二八八、一〇〇	一、四二五、二〇〇
一、三六四、〇〇〇	一、四五六、六〇〇
一、三八八、七〇〇	一、五一四、三〇〇
一、四二五、六〇〇	一、五七七、三〇〇
一、四五四、九〇〇	一、六〇九、七〇〇
一、四八二、六〇〇	一、六四〇、四〇〇
一、五一一、七〇〇	一、六七二、六〇〇
一、五三九、八〇〇	一、七〇三、六〇〇
一、五九六、六〇〇	一、七六六、五〇〇

一、六五三、四〇〇	一、八二九、四〇〇
一、六八一、五〇〇	一、八六〇、五〇〇
一、七一〇、四〇〇	一、八九二、四〇〇

備考
年金の額の計算の基礎となつてゐる
別表第一の四の仮定給料年額が一六
二、五〇〇円に満たないときは、その
仮定給料年額に一・八八九六四分の二
〇九〇七六を乗じて得た額(その額に、
五〇円未満の端数があるときはこれを
切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の
端数があるときはこれを一〇〇円に切
り上げるものとする。)をこの表の仮定
給料年額とする。

別表第二の四の次に次の二表を加える。
別表第二の五

別表第二の四の仮定 給料	仮定 給料
一三、五四〇円	一三、八二〇円
一三、九一〇	一四、二〇〇
一四、二三〇	一四、五三〇
一四、七〇〇	一五、〇〇〇
一四、九八〇	一五、二八〇
一五、五〇〇	一五、八二〇
一六、二五〇	一六、五八〇
一七、〇四〇	一七、三九〇
一七、八一〇	一八、一八〇
一八、六一〇	一八、九九〇
一九、三八〇	一九、七八〇
二〇、一八〇	二〇、五九〇
二〇、六八〇	二一、一一〇
二一、一八〇	二一、六二〇
二一、七六〇	二二、二一〇
二二、五八〇	二二、八〇〇
二三、二八〇	二三、三九〇
二三、九五〇	二四、〇五〇
二四、七五〇	二四、七五〇
二五、五七〇	二五、五〇〇

二六、四四〇	二六、九九〇
二七、三三〇	二七、九〇〇
二八、四五〇	二九、〇三〇
二九、一三〇	二九、七四〇
三〇、〇五〇	三〇、六八〇
三〇、九三〇	三一、五七〇
三一、七〇〇	三二、三八〇
三二、一六〇	三三、八四〇
三三、五〇〇	三三、二二〇
三三、九二〇	三三、〇五〇
三六、二九〇	三七、〇五〇
三八、二八〇	三九、〇八〇
三九、二八〇	四〇、一〇〇
四〇、二五〇	四一、〇八〇
四一、六四〇	四二、五〇〇
四二、四四〇	四三、三二〇
四四、八〇〇	四五、七三〇
四五、九七〇	四六、九二〇
四七、一八〇	四八、一六〇
四九、五三〇	五〇、五六〇
五一、九一〇	五二、九八〇
五二、五三〇	五三、六二〇
五四、四八〇	五五、六一〇
五七、二七〇	五八、四五〇
六〇、〇三〇	六一、二七〇
六一、七三〇	六三、〇〇〇
六三、三九〇	六四、七〇〇
六六、七六〇	六八、一三〇
七〇、一三〇	七一、五八〇
七〇、八〇〇	七二、二六〇
七三、四七〇	七四、九九〇
七六、八四〇	七八、四三〇
八〇、二三〇	八一、八八〇
八三、五七〇	八五、二九〇
八五、六八〇	八七、四五〇
八七、九三〇	八九、七五〇
九二、二八〇	九四、一八〇
九六、六六〇	九八、六六〇
九八、八七〇	一〇〇、九一〇

備考
年金の額の計算の基礎となつてゐる
別表第二の四の仮定給料の額が一三、
五四〇円に満たないときは、その仮定
給料の額に一・八八九六四分の一・九
二八七六を乗じて得た金額(一〇円に
満たない端数があるときは、これを四
捨五入して得た金額)をこの表の仮定
給料とする。

別表第二の四の仮定 給料	仮定 給料
一三、五四〇円	一四、九八〇円
一三、九一〇	一五、三九〇
一四、二三〇	一五、七五〇
一四、七〇〇	一六、二六〇
一四、九八〇	一六、五七〇
一五、五〇〇	一七、一四〇
一六、二五〇	一七、九八〇
一七、〇四〇	一八、八五〇
一七、八一〇	一九、七〇〇
一八、六一〇	二〇、五八〇
一九、三八〇	二一、四四〇
二〇、一八〇	二二、三三〇

二〇、六八〇	二二、八八〇
二一、一八〇	二三、四三〇
二一、七六〇	二四、〇八〇
二二、五八〇	二四、九八〇
二三、二八〇	二五、七七〇
二三、九五〇	二六、五〇〇
二四、七五〇	二七、三八〇
二五、五七〇	二八、二八〇
二六、四四〇	二九、二六〇
二七、三三〇	三〇、二四〇
二八、四五〇	三一、四八〇
二九、一三〇	三二、二四〇
三〇、〇五〇	三三、二五〇
三〇、九三〇	三四、二二〇
三一、七〇〇	三六、一八〇
三二、一六〇	三六、六八〇
三三、一六〇	三八、一八〇
三四、五〇〇	四〇、一六〇
三五、二九〇	四二、三六〇
三六、二八〇	四三、四七〇
三九、二八〇	四四、五三〇
四〇、二五〇	四六、〇七〇
四一、六四〇	四六、九六〇
四二、四四〇	四九、五七〇
四四、八〇〇	五〇、八六〇
四五、九七〇	五二、二〇〇
四七、一八〇	五四、八一〇
四九、五三〇	五七、四三〇
五一、九一〇	五八、一二〇
五二、五三〇	六〇、二八〇
五四、四八〇	六三、三六〇
五七、二七〇	六六、四二〇
六〇、〇三〇	六八、二九〇
六一、七三〇	七〇、一三〇
六三、三九〇	七三、八六〇
六六、七六〇	七七、五八〇
七〇、一三〇	七八、三三〇
七三、八〇〇	八二、二九〇
七三、四七〇	

七六、八四〇	八五、〇三〇
八〇、二三〇	八八、七六〇
八三、五七〇	九二、四六〇
八五、六八〇	九四、七九〇
八七、九三〇	九七、二九〇
九二、二八〇	一〇二、〇九〇
九六、六六〇	一〇六、九四〇
九八、八七〇	一〇九、三八〇
一〇一、〇〇〇	一一一、七五〇
一〇五、三五〇	一一六、五七〇
一〇七、三四〇	一二一、三七〇
一〇九、七〇〇	一二六、一九〇
一一四、〇六〇	一三一、四四〇
一一八、八〇〇	一三四、一四〇
一二一、二四〇	一三六、七〇〇
一二三、五五〇	一三九、三八〇
一二五、九八〇	一四一、九七〇
一二八、三二〇	一四七、二一〇
一三三、〇五〇	一五二、四五〇
一三七、七八〇	一五五、〇四〇
一四〇、一三〇	一五七、七〇〇
一四二、五三〇	

備考
年金の額の計算の基礎となつて
別表第二の四の仮定給料の額が一三、
五四〇円に満たないときは、その仮定
給料の額に一・八八九六四分の二・〇
九〇七六を乗じて得た金額（一〇〇円に
満たない端数があるときは、これを四
捨五入して得た金額）をこの表の仮定
給料とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年
法律第五十二号）の一部を次のように改正
する。

第二条第一項第三号中「子、父母、孫及び祖
父母で」を並びに子、父母、孫及び祖父母で」
に改める。

第七十八条第二項中「十三万五千六百円」を
「十五万円」に改める。
第八十二条第三項中「九万六千円」を「十一
万四千円」に改める。
第九十三条第二項及び第三項中「十万五千六
百円」を「十一万五千二百円」に改める。
第九十四条第三項及び第九十四条第四項中
「十五万円」を「十八万五千円」に改める。
第二百五条第三項中「含む」の下に「次項に
おいて同じ。」を加え、同条に次の一項を加え
る。
4 団体等は、団体共済組合員が団体共済組合
に対して支払うべき第二百二条の四第一項第
四号の貸付金に係る償還金があるときは、当
該団体共済組合員に支給すべき給与から当該
償還金に相当する金額を控除して、これを当
該団体共済組合員に代わつて団体共済組合に
払い込まなければならない。
附則第十一條第五項中「承継するものとす
る」を「承継するものとし、当該一部事務組合
を組織していた市町村は、当該一部事務組合の
解散の日前に係る同項各号に掲げる費用で市町
村職員共済組合に払込みがされていないもの及
び同日以後に係る同項第二号に掲げる費用を自
治省令で定めるところにより負担するものとす
る」に改める。
附則第三十六條の見出し中「廃置分合」を
「廃置分合等」に改め、同条中「廃置分合に伴
う組合の」を「廃置分合その他これに準ずる処
分に伴う組合又は共済会の」に改める。
附則第三十七條の見出し中「長期給付」を
「給付等」に改め、同条中「組織している市が」
の下に「指定都市職員共済組合を設立すること
となつたとき、又は」を加える。
附則第四十條の次に次の一條を加える。
（組合等が行なう事業の特例）
第四十條の二 組合（連合会を含む。次項にお
いて同じ。）又は団体共済組合は、この法律に

定める短期給付及び長期給付の事業並びに福
祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支
障を及ぼさない範囲内において、政令で定め
るところにより、地方公務員又は団体職員
の持家として分譲する住宅の建設及び分譲そ
他の事業を行なうことができる。
2 組合又は団体共済組合は、前項の規定によ
り行なう事業に係る経理については、福祉事
業に係る経理と区分しなければならない。
3 前項に規定するもののほか、第一項の規定
により行なう事業の実施に関し必要な事項
は、政令で定める。
別表第四の下欄中「一六五、六〇〇円」を
「一八三、六〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」
を「一五〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」
を「一〇五、六〇〇円」に改める。
（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関す
る施行法の一部改正）
第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等
に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三
号）の一部を次のように改正する。
第三条第四項を次のように改める。
4 前項第二号又は第三号に掲げる者に対する
恩給組合条例の規定による退職年金条例の通
算退職年金又は旧市町村共済法の規定による
通算退職年金については、恩給組合条例又は
旧市町村共済法の規定中次の各号に掲げる規
定は、当該各号に定めたとおり改正されたも
のとして、同項の規定を適用する。
一 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を
改正する法律（昭和四十四年法律第七十
八号。以下この項において「法律第七十八
号」という。）による改正前の法律第八十八
号附則第十九條第三項の規定に相当する
恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定
当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規
定は、法律第七十八号による改正後の法律
第八十八号附則第十九條第三項の規定と
同様に改正されたものとする。

第二の規定は、昭和四十六年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年一月分以後適用する。この場合において、同月分から同年九月分までの廃疾年金について改正後の施行法別表第二の規定を適用するときは、同表中「五四五、〇〇〇円」とあるのは「五一〇、〇〇〇円」と、「三六六、〇〇〇円」とあるのは「三四五、〇〇〇円」と、「二五四、〇〇〇円」とあるのは「二四二、〇〇〇円」とする。

(恩給組合条例等の適用を受けた者の通算退職年金に関する経過措置)

第五条 恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条第四項の規定により新たに恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金を支給すべきこととなる者又はその額が増加することとなる者については、市町村職員共済組合が、恩給組合条例又は旧市町村職員共済組合法の規定の例により、昭和四十六年十一月分から、これらの通算退職年金に相当する年金を支給し、又はその額を改定する。この場合において、新たに支給されることとなるこれらの通算退職年金に相当する年金は、改正後の法又は改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金とみなす。

2 前条第一項後段の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国政府職員期間等を有する者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際、現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以下「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の施行法(以下「改正前の施行法」という。)第七条第一項第四号の期間(同法第三十一条第一項の規定により同号の期間に該当するものとされる期間を含む。)又は第十号第四号若しくは第五号の期間(同法第三十一条第二項第二号又は第三号の期間を含む。)で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「改正後の法律第百五十五号」という。)附則第四十二条から第四十三条の二までの規定又はこれらに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(改正前の施行法第二十一条第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五条第一項第一号に掲げる者を含む。))をいう。以下同じ。若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十六年九月三十日において改正前の施行法第七十一条第四号又は第十号第四号若しくは第五号(これらの規定を同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十二条から第四十三条の二までの規定、これらに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

2 前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等について必要な事項は、政令で定める。

昭和四十六年三月十日印刷

昭和四十六年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局